

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成 11 年（1999 年）6 月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。その前文で「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を、「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。

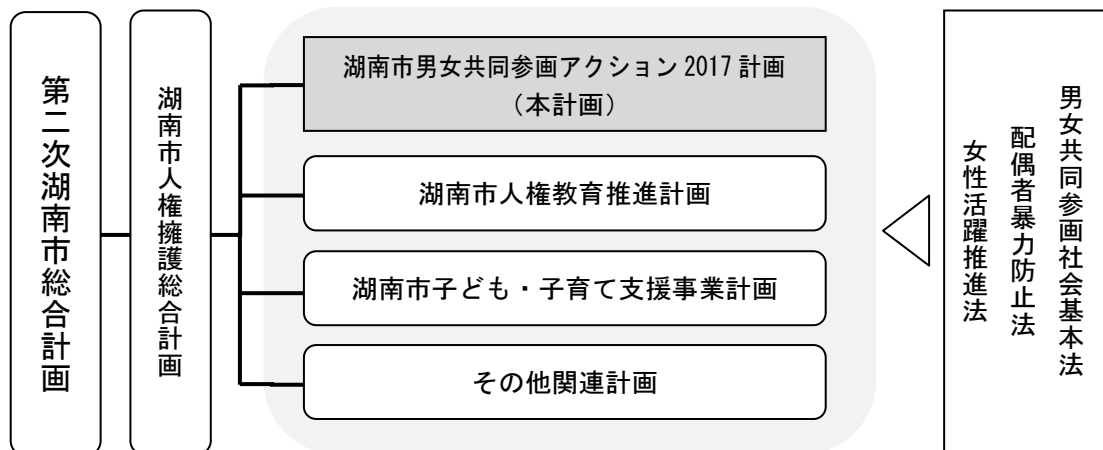
これを受けて湖南省では、平成 19 年（2007 年）度に「湖南省男女共同参画アクション 2007 計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を推進しています。「湖南省男女共同参画アクション 2007 計画」は平成 28 年（2016 年）度が最終年度となるため、このたび最近の社会状況・経済状況を反映したうえで次の 10 年間を見据えた新たな「湖南省男女共同参画アクション 2017 計画」（以下、本計画という）の策定に取り組むこととなりました。

また湖南省は「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し、全ての市民の人権擁護施策を進めています。平成 17 年（2005 年）には「湖南省人権尊重都市宣言」を行い、一人ひとりの基本的人権を尊重し、あらゆる差別のない心のかよいあう明るいまちの実現をめざしています。男女共同参画社会実現に向けた取組は、この条例や宣言の趣旨に沿ったものでもあります。

2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条に定める市町村男女共同参画計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条に定める市町村基本計画、並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条に定める市町村推進計画に位置付けられます。

また市の最上位計画である「第二次湖南省総合計画」をはじめ、「湖南省人権擁護総合計画」など関連する計画との整合性を図り、策定しました。



3. 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年（2017 年）度から平成 38 年（2026 年）度までの 10 年間とし、5 年で計画と成果指標の見直しを行うものとします。

(年度)

H	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
← 改訂版 →																				
湖南省男女共同参画アクション 2007 計画											湖南省男女共同参画アクション 2017 計画 (本計画)									

男女共同参画社会とは

性の違いに関わらず、人がそれぞれの意欲や能力、希望などに応じて、あらゆる分野で差別されることなく活躍できる社会のこと。

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

第4章 計画の内容

1. 計画の基本理念

男女がともに人権を尊重し、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画でき、個性と能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざします。

このことを踏まえ、本計画では以下を基本理念に定めます。

基本理念

性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮し、
多様な生き方を楽しむことができるまちをめざして

2. 全体に共通する視点

男女共同参画の推進には、女性の人権尊重や活躍推進などだけでなく、男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスの推進、性別による固定的な役割分担意識の解消などが重要な課題となります。また、これまであまり顧みられなかった男性のDV被害も、大きな問題として認識されてきました。こうした状況にかんがみ、本計画では全ての施策に共通する視点として、以下を定めます。

～全体に共通する重点的視点～

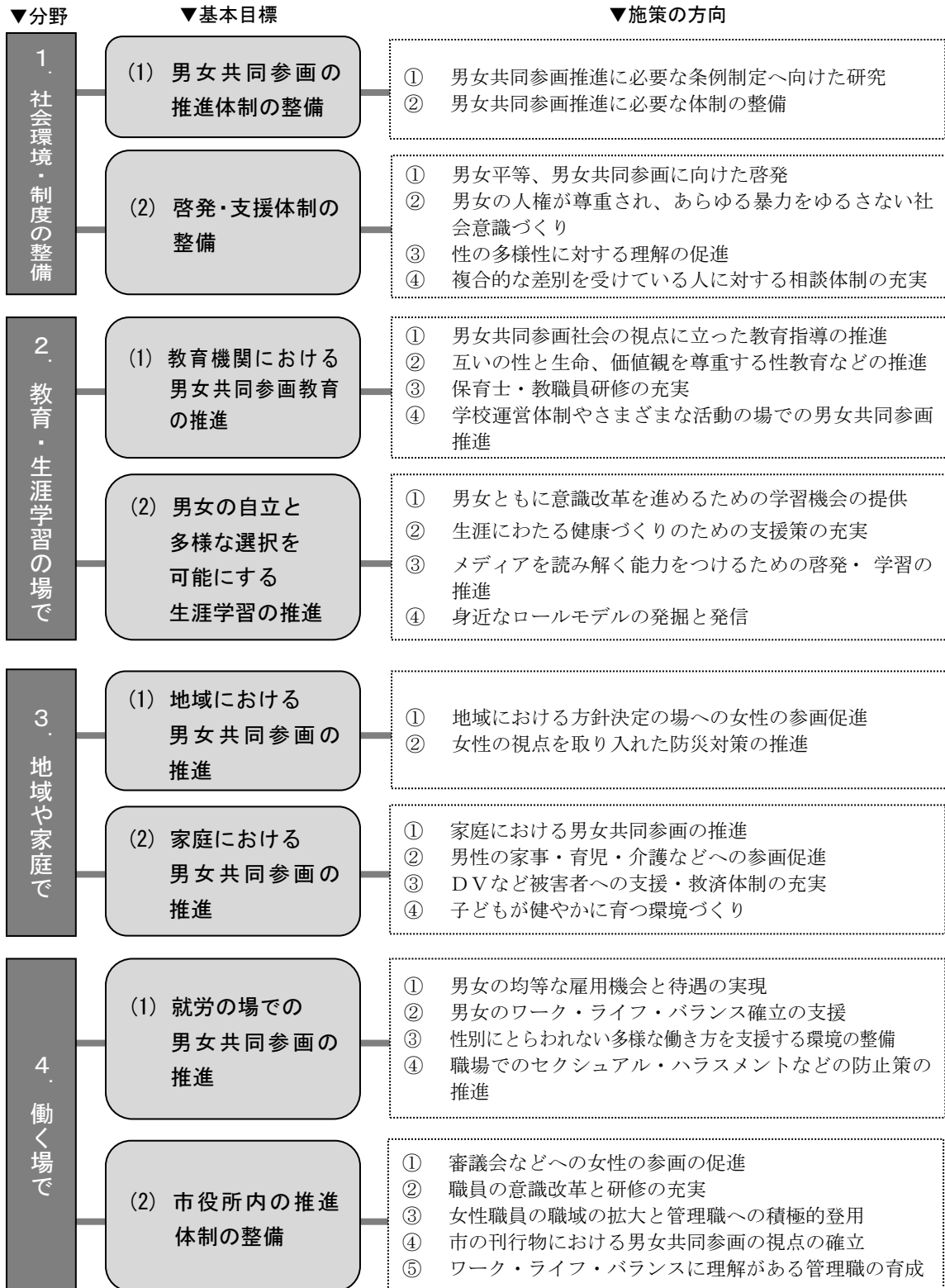
男性にとっての男女共同参画ならびに
ワーク・ライフ・バランスの推進

3. 計画の体系

基本理念をもとに、4つの分野で計8つの基本目標をかかげ、施策を展開します。

基本理念

性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮し、
多様な生き方を楽しむことができるまちをめざして



アクション2017施策一覧表

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
分野1 社会環境・制度の整備							
基本目標1 男女共同参画の推進体制の整備							
施策の方向①男女共同参画推進に必要な条例制定へ向けた研究							
1	条例制定へ向けた研究	男女共同参画推進に必要な条例制定に向け、情報収集などの取組を推進します。	人権擁護課	未実施			
施策の方向②男女共同参画推進に必要な体制の整備							
2	男女共同参画推進本部の設置	男女共同参画推進本部の設置に向け、情報収集などの取組を推進します。	人権擁護課	未実施			
3	男女共同参画審議会の設置と機能充実	男女共同参画審議会の設置と機能充実に向け、情報収集などの取組を推進します。	人権擁護課	未実施			
4	男女共同参画市民意識調査の実施	5年ごとに男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、現状・課題の把握に努めます。	人権擁護課	湖南市男女共同参画社会づくりに関するアンケート	市民向けアンケートは平成27年度に実施以降未実施。 企業向けアンケートは平成29年度以降、毎年企業訪問の機会を捉え実施している。	令和元年7月～9月実施 市内企業212社対象 回答率 20.3%	無
基本目標2 啓発・支援体制の整備							
施策の方向①男女平等、男女共同参画に向けた啓発							
5	企業・団体への啓発	企業訪問などの機会に企業への啓発を行います。	商工観光労政課	企業内人権啓発推進事業	年2回、従業員10人以上の企業・事業所に事業所内公正採用・人権啓発推進班員による企業訪問において啓発を行う。	市内企業212社	無
		あらゆる団体における男女共同参画社会づくりに関する研修実施に向けての働きかけを行います。	全課	(人権擁護課)男女共同参画講座、女性活躍推進セミナー	講座実施にあたっては、区配布や市広報誌掲載以外にも商工会・工業会・企業事業所人権啓発推進協議会へ情報提供し、企業からの参加促進を図っている。	・商工会 ちらし1,000部 ・工業会 ちらし90部 ・企業事業所人権啓発推進協議会 商工観光労政課経由でメール配信	有
6	市民への啓発	男女共同参画に関する情報紙の作成を行います。	人権擁護課	女と男グッドパートナーいきいき通信発行	湖南市における男女共同参画に関する情報(企業の取組紹介、市の講座など)をまとめた啓発紙を発行している。年1回。区配布、公共施設等へ設置している。	市内 2,200部	無
		男女共同参画に関する図書・ビデオなどの収集・提供を行います。	人権擁護課	啓発用教材購入および貸出	LGBTへの理解促進のための図書とパンフレットを購入した。パンフレットについては講座開催時に配布している。 ・パンフレット「LGBTはわかりガイド」200部 ・図書「もっと知りたい!話したい!セクシュアルマイノリティ ありのままのきみがいい」全3巻	市民・企業	無
				企業への啓発物配布	企業訪問時に男女共同参画に関する啓発物の配布を行った。	市内企業 212社	無
				商工観光労政課	啓発用教材購入および貸し出し	様々なジャンルの人権啓発ビデオ・DVDの貸し出しを行っている。	人権教材ビデオ・DVD貸し出し件数 129件
図書館	図書等整備事業	男女共同参画に関する図書を随時収集(購入・寄付等)し、閲覧・貸出を行っている。	市民	無			
7	ひとり親家庭など、多様な家族形態を尊重する意識啓発	企業訪問などの機会に企業への啓発を行います。	人権擁護課	未実施			
		市民向けに広報やホームページを通して啓発を行います。	人権擁護課	未実施			

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
8	相談体制の充実	女性の悩み相談事業の充実を図ります。	人権擁護課	女性の悩み相談	市内在住の女性を対象とした相談事業。人権擁護委員、保育士、行政職員などさまざまな経歴の女性相談員が対応する。対応する相談内容は、家庭生活(夫婦、親子などの人間関係)、DV(夫からの暴力)問題、男女間のトラブル、職場の人間関係、心と身体の健康、生きかたの問題など。	対象:市内在住・在勤女性	無
				ポスター作成	相談窓口周知のためのポスターを作成した。		無
施策の方向②男女の人権が尊重され、あらゆる暴力をゆるさない社会意識づくり							
9	男女の人権が尊重され、あらゆる暴力の防止に向けた啓発の推進	DVIに関する啓発を行います。	人権擁護課	周知・啓発(ポスター設置)	内閣府の作成したポスター等を公共施設へ設置した。また「女性に対する暴力をなくす運動」について広報こなん及び市ホームページ、庁内掲示板で周知を図った。(11月)	市民、職員	無
			子ども政策課	啓発グッズの配布	成人式において啓発冊子の配布を行った。	新成人	無
		セクシュアル・ハラスメントなどに関する啓発を行います。	人権擁護課	広報誌等掲載	「女性に対する暴力をなくす運動、女性の人権ホットライン」について、広報誌及び市ホームページにおいて啓発を行った。また市内3か所の広報モニターにおいて、内閣府の作成した「女性に対する暴力をなくす運動」啓発動画を放映した。	市民	無
		DV、セクシュアル・ハラスメントなどに関する資料を収集します。	人権擁護課	啓発用教材貸出	人権のさまざまなテーマの啓発用DVDを購入しており、テーマの一つとしてDV、セクシュアル・ハラスメントに関するDVDの収集・貸出を行っている。		無
			図書館	図書等整備事業	DV、セクシャル・ハラスメントなどに関する資料(図書等)を随時収集(購入・寄付等)し、閲覧・貸出を行っている。	市民	無
施策の方向③性の多様性に対する理解促進							
10	性の多様性に対する理解を促進するための啓発活動の推進	性の多様性について、広報や講座などで、理解を促進するための啓発を行います。	人権擁護課	啓発パンフレットの配布	平成30年度に作成したLGBTに関する啓発パンフレットについて、企業訪問時に配布したほか、人権講座開催時に参加者に配布している。	市内企業 212社、市民	無
				出合い・気づき・発見講座	保護者講座と連携して行った3回のうち1回を「LGBT」をテーマとして実施した。(2019/5/11) テーマ:THE TIME HAS COME ~多様な性と生について考える	参加人数 38人	有
11	性の多様性に関して困難を抱える人に対する相談体制の充実	性の多様性に関する相談を受けていることを周知します。	人権擁護課	レインボーフラッグ	LGBT支援を表明するレインボーフラッグを人権擁護課のカウンターに設置。また関心や理解を深めるため、LGBTに関する絵本も置いている。		無
		相談に関わる職員のスキルアップを図ります。	人権擁護課	相談員研修	県内の相談機関が連携する「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」等の実施する研修に、相談に関わる職員が参加している。		無
施策の方向④複合的な差別を受けている人に対する相談体制の充実							
12	女性の複合差別についての調査・研究・啓発	女性の複合差別について、他市の先進的な取組を研究するとともに、本市の現状把握に努め、差別解消に向けての啓発に努めます。	人権擁護課	人権に関する市民実態調査実施	新たな人権総合計画策定へ向けた検討の基礎資料として市民向けの調査を実施し、差別の実態についての現状把握を行った。	16歳以上の市民2,000人	無
13	複合的な差別を受けている女性のための相談体制の充実	同和問題にかかる女性のため、地域総合センターにおける生活相談・人権相談を充実します。	人権擁護課	地域総合センター相談事業	各地域総合センター(会館)において随時人権に関する相談を行っている。		無
		障がいのある女性の相談業務を充実します。	社会福祉課	身体・知的障がい者相談員の設置	障がい者の地域活動の推進を図る。自立と社会参加に関する相談に応じるとともに、市民の認識と理解の促進に努める。	身体障がい者相談員:5人 知的障がい者相談員:2人 障害者手帳保有者:3,164人(令和2年2月末時点)	無

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
		通訳や「やさしい日本語」の活用により、外国人の女性が相談しやすい環境をつくります。	人権擁護課	やさしい日本語版広報こなん作成	毎月発行の広報こなんについて、外国人住民へ届けたい情報を選択し、「やさしい日本語」「ポルトガル語」での広報を作成している。「やさしい日本語」については、各課で原稿を作成してもらうため、職員向けの研修を行っている。	【研修】 日時:9月6日(金)【全3回】職員 70人	無
分野2 教育・生涯学習の場で							
基本目標1 教育機関における男女共同参画教育の推進							
施策の方向①男女共同参画社会の視点に立った教育指導の推進							
14	社会的性別(ジェンダー)や固定的性別役割分担にとらわれない進路、学習指導の推進	制服や教材、カリキュラムなどについて、男女共同参画の視点からの見直しを推進します。	学校教育課	未実施			
		県が作成した「男女共同参画社会づくり副読本」の活用を促進します。	学校教育課	県が作成した「男女共同参画社会づくり副読本」の活用	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校において、年間指導計画に沿って計画的に学習を行った。 小学校では、発達段階に応じて、「自分らしさを大切に」「大切な心と体」「家族の一員として協力しよう」等について、学級活動や保健の学習で取り組んだ。 中学校でも、「働く男女の平等を考える」(社会科)「家族の協力」(家庭科)「あなたの将来をデザインしてみよう」(キャリア教育)等について小学校の発展的な学習をおこなった。 中学校では職場体験の事前学習で、職業における男女共同参画について指導をしている。 	全小中学生 約4,400人	無
		中学校での保育学習、子育て実習を推進します。	学校教育課	保育体験学習	全中学校で、市内保育園で保育体験学習を行っている。 ※一部の生徒は職場体験学習で保育体験を行っている。	第3学年 (各校約130人)	無
施策の方向②互いの性と生命、価値観を尊重する性教育などの推進							
15	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の実施	妊娠・出産について、発達段階に応じた教育を実施します。	健康政策課	未実施			
			学校教育課	性教育	全中学校で実施。全中学校、助産師・保健師等の専門家と連携した授業を実施。	学校によって対象学年は異なる。(各校約130人)	無
		HIV/エイズなど感染予防について啓発します。	健康政策課	感染症予防の啓発	ポスター掲示による啓発。 相談があれば保健所につなげる。各種感染症の警報発令時のタウンメール・ホームページでの掲載。		無
			学校教育課	性教育	全中学校で実施。全中学校、保健師等の専門家と連携した授業を実施。	学校によって対象学年は異なる。(各校約130人)	無
			人権擁護課	未実施			
		児童、生徒を対象とした性に対する相談事業の充実を図ります。	健康政策課	命の学習(保育学習)	赤ちゃんの成長過程の特徴、生命の尊さなどを伝える。 妊婦体験や赤ちゃん人形抱っこ体験を実施。	10月9日、甲西中学校 93人	無
	学校教育課	日常・教育相談	教育相談は各学期に1回実施。性に対する相談に特化した取組ではないが、児童生徒の悩み相談を受けている。(担任・養護教諭等)	全児童生徒 約4,500人	無		
施策の方向③保育士・教職員研修の充実							
16	保育士、教職員への男女共同参画についての研修の充実	保育士・教職員への男女共同参画に関する研修や情報提供を進めます。	幼児施設課	PTA・保護者活動を通じて保護者への啓発	各園のPTA・保護者会の研修で取り上げられる機会がある。		無
			学校教育課	未実施			
17	学校などでのセクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	学校における研修などを通じて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止や対策に努めます。	学校教育課	未実施			
施策の方向④学校運営体制やさまざまな活動の場での男女共同参画推進							

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無		
18	学校運営体制における男女共同参画の視点に立った運営と事業の実施	PTA・保護者会活動を通じて保護者への啓発を行います。	学校教育課	PTA・保護者会活動を通じて保護者への啓発	学校教育課からの働きかけはしていない。各校のPTA活動計画にしたがって適宜実施。保護者講座で取り上げる機会がある。		無		
			生涯学習課	男女共同参画の啓発等	啓発ちらしの配付や関連事業の案内。		無		
			幼児施設課	未実施					
		男女共同参画の視点に立ったPTA・保護者会の役員選出を推進します。	学校教育課	未実施					
			生涯学習課	男女共同参画の啓発等	啓発ちらしの配付や関連事業の案内。				
			幼児施設課	未実施					
		男女共同参画の視点に立った校務分掌の見直しを行います。	学校教育課	未実施					
			生涯学習課	未実施					
			幼児施設課	未実施					

基本目標2 男女の自立と多様な選択を可能にする生涯学習の推進

施策の方向①男女ともに意識改革を進めるための学習機会の提供

19	男女共同参画に関する学習会、セミナーの開催	開催する時間・場所など柔軟に対応できる男女共同参画に関する出前講座を実施します。	人権擁護課	出前講座	相談に応じて出前講座を行っており、市民大学広報紙において周知している。 令和元年度開催実績 なし		無
20	学習に参加しやすい環境づくり	子育て中の人に参加しやすい環境づくりのため、各種セミナーの開催には託児などの配慮に努めます。	全課	(健康政策課)保育委託	教室実施時に保育を委託し、参加しやすい環境に努めている。 もぐもぐ教室 11回	保育 延べ69人	有
				(商工観光労政課)保育委託	資格取得講座や研修開催の際に託児サービスを行う。		有
				(人権擁護課)保育委託	講座や会議の実施時に未就学児を託児することで、子育て期の女性の参画をしやすくする。	講座受講生のうち託児を必要とする人 16人	有

施策の方向②生涯にわたる健康づくりのための支援策の充実

21	健康を維持するための支援策の充実	男女それぞれの健康維持に必要な健康診査受診項目の充実を図ります。	健康政策課	成人健診・特定健診	メタボを特定する健診を実施。 成人健診：身体測定・腹囲判定・検尿・血圧測定・問診・血液検査・診察(希望者のみ)・眼底検査(必要な場合) 特定健診：身体測定・腹囲判定・検尿・血圧測定・問診・血液検査・診察・心電図 5月22・23・28・29・30・31日、6月2・3・4・5日、11月1・5・10・12日 14回	成人健診：19歳～39歳 331人 特定健診：40歳～64歳 413人(集団健診)	無
		健康づくりのための啓発事業・学習会の実施を図ります。	健康政策課	健康まつり・健康教育	健康まつり(2019/10/20) 楽しみながら健康について学ぶ 健康教育 伝達料理教室や健診時に生活習慣病・健診・高血圧・運動・歯周病・中性脂肪・脂肪肝の話をする。	健康まつり 参加者 延べ約600人 健康教育 6～2月 15回	無
		早期発見、予防対策のための相談事業の充実を図ります。	健康政策課	成人健診・特定健診結果返し	成人健診、特定健診の対象者の中で、特定保健指導に該当する対象者に対して保健指導を実施し、重症化予防を図る。 基準値：腹囲、BMIが基準外で、血圧、血糖、コレステロールが保健指導値以上の人で、該当する数で保健指導の回数が異なる。 6か月後に評価をして、体格や意識の改善度をみる。 糖尿病を始めとした生活習慣病の重症化を予防するため、早期に保健指導を実施して将来の人口透析を遅らせる。	成人健診結果の要指導 92人 特定健診結果の要指導 141人	無

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
		健康維持のための教室の充実を図ります。	健康政策課	未実施			
		だれでも気軽にできるスポーツ機会の充実を図ります。	生涯学習課	2019湖南省スポーツフェスティバル×健康まつり	14種目のスポーツ体験ラリーやワンポイントレッスンを1日開催し、親子ふれあいリズム体操を実施した。今年度は健康まつりとのコラボより強くし、一体的に開催。	914人	無
22	心の健康を維持するための支援策	心の健康に関する相談業務の充実を図ります。	健康政策課	未実施			
23	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の概念についての啓発	学習会の実施、広報などでの情報提供により、啓発を推進します。	健康政策課	未実施			
			人権擁護課	未実施			
施策の方向③メディアを読み解く能力をつけるための啓発・学習の推進							
24	メディアの人権侵害に関する広報・学習機会の充実	メディアやインターネットを通じて、発信された情報や発信する情報に、性に対する偏見が含まれていた場合、それらに気付くことができるよう、広報や研修による啓発を行います。	人権擁護課	未実施			
25	メディアの人権侵害に関する学校教育における学習の推進	学校において、メディアによる人権侵害に関して男女共同参画の視点をもって学習を進めます。	学校教育課	未実施			
施策の方向④身近なロールモデルの発掘と発信							
26	人材発掘のための情報収集・整備	男女共同参画リポーター制度の充実を図ります。	人権擁護課	未実施			
		各課で把握している人材についての情報を収集・整理します。	人権擁護課	審議会等の女性委員の参画状況調べ	毎年6月に全課を対象に審議会等の女性委員の参画状況調べを実施している。	すべての行政委員会、附属機関、その他委員会	無
27	身近なロールモデルの情報発信	身近なロールモデルを発掘して情報を発信することにより、気運の醸成を図ります。	人権擁護課	女と男グッドパートナーいきいき通信発行	令和元年度は「湖南省女性の会」を取材し、活動についての周知を図った。啓発紙については区配布のほか、公共施設へ設置している。	市内 2,200部	無
				広報誌掲載	国の表彰制度受賞者について広報誌(令和2年2月号)で取り上げた。		無
		市役所での取組をロールモデルとして発信します。	人権擁護課	未実施			
分野3 地域や家庭で							
基本目標1 地域における男女共同参画の推進							
施策の方向①地域における方針決定の場への女性の参画促進							
28	地域における方針決定の場への女性の参画状況の把握	区・自治会の役員構成に関する実態調査を実施します。	人権擁護課	地域における方針決定の場への女性の参画状況調べ	毎年区長、副区長に占める女性の割合を調査している。	43区における区長、副区長(または相当職)	無
			地域創生推進課	未実施			
29	区・自治会、各種団体への男女共同参画についての啓発	男女共同参画を区・自治会、各種団体などでの研修テーマにしてもらうよう働きかけます。	全課	男女共同参画講座	自治会をテーマとした男女共同参画講座を実施し、各区への参加を呼びかけた。(2020/1/29) テーマ:みんなでつくる自治会～地域における男女共同参画～	参加人数 38人	有
			人権擁護課	未実施			
			地域創生推進課	未実施			
施策の方向②女性の視点を取り入れた防災対策の推進							

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
30	自主防災組織などへの女性参画の推進	防災訓練、防災研修会に男女ともに幅広い年齢層の参画促進に努めます	危機管理・防災課	防災士育成事業	<p>湖南省地域防災計画では、自主防災組織の災害発生時における初期対応が被害の軽減に特に重要であるとし、組織の育成指導を積極的に推進することとしている。</p> <p>市では、その組織支援の一環として、防災士育成事業を平成24年度から28年度までの5か年事業として重点的に実施し、地域防災リーダーの育成を図ってきた。</p> <p>平成29年度以降も事業を継続し、今年度も地域防災力のさらなる向上を図るため、積極的な女性の参画を促した上で各区からの受講者を募り、2日半の防災士研修講座を受講いただいた。その結果、11人の防災士を養成したが、そのうち2人が女性であった。</p> <p>令和元年11月24日(日)：普通救命講習(半日) 令和元年12月7日(土)・8日(日)：防災士研修講座(2日間)</p>	対象：男女問わない(成人を想定) 人数：11人(うち2人女性)	
31	女性の視点を取り入れた避難所運営の検討	女性の利便性に配慮した避難所の設備・備蓄品等について、各課からの意見を踏まえながら見直しを図ります。	危機管理・防災課	地域別DIG研修会	<p>令和元年9月29日(日)の湖南省総合防災訓練の実施に向け、各区・各地域まちづくり協議会において実行委員会等を立ち上げ、企画・運営会議を数回開催された。当課職員は、訓練実施に先駆け開催した地域まちづくり協議会単位でのDIG研修会で風水害時の避難行動を周知啓発するとともに、当該地域の要請に応じてアドバイザーとして計画作成段階から参加し、訓練における技術的な助言だけでなく、年齢、性別、多様な人権の視点からも助言を行った。</p> <p>特に、各地域まちづくり協議会が主体となって小・中学校を会場に実施した避難所開設・運営訓練では、炊出し班、保健衛生班など性別にとられない役割分担の見直しも図られた。また、トイレ、更衣室、授乳室、洗濯場所等の配置、授乳用品、生理用品などの衛生製品の提供等女性に配慮した避難所生活についても助言を行った。</p> <p>※都合により同一日実施が困難な地域については、別日設定で訓練を実施された。</p>	対象：市民および各区・各地域まちづくり協議会関係者 人数：市内全域で7,300人程度	無
		防災訓練などを通じて、避難所運営上の性別役割分担の見直しを図ります。	危機管理・防災課	湖南省総合防災訓練			
基本目標2 家庭における男女共同参画の推進							
施策の方向①家庭における男女挙動参画の推進							
32	男女がともに支える家庭生活の推進	家庭での役割を男女がともに担う大切さを伝える、学習・啓発・情報提供を実施します。	人権擁護課	女性活躍推進セミナー	<p>女性活躍推進セミナーのテーマとして介護を取り上げ、家庭での男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス推進についての啓発を行った。(2019/10.16)</p> <p>テーマ：仕事と介護～私にできること、会社にできること～</p>	参加者数 12人	有
		子育てや介護など家庭生活に関する図書を充実します。	図書館	図書等整備事業	子育てや介護など家庭生活に関する図書を随時収集(購入・寄付)し、閲覧・貸出を行っている。	市民	無
	広報や講座などの実施により、啓発を推進します。		生涯学習課	家庭教育講座	親(保護者)が安心感と自信を持って家庭教育を行い、子どもとともに成長するための学びを支援するために、親の学びの機会提供ひとつとして実施。家庭教育講座(全4回)	おおむね1歳～5歳の子どもを持つ保護者、子育てサポーターが対象。延べ58人が参加。	有
			健康政策課	未実施			
			幼児施設課	未実施			
			子ども政策課		必要に応じて実施		

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
33	男女がともに担う子育ての推進	育児についての指導、相談、学習機会を充実します。	健康政策課	ママパパ教室、子育て教室ほかほか	ママパパ教室 出産・育児に対する知識の提供、家族の育児参加の 促し、妊娠中の不安解消のために実施。母子 対象者：健康手帳を取りに来て、妊娠中期から後期の 妊婦、その家族(15組) 子育て教室ほかほか 子どもの成長発達に伴う悩みや不安を解消するた めに実施。 対象者：1歳6か月児健診で、子どもの成長発達に伴 う悩みを相談してくれた親子 月2回。全8回で終了。	ママパパ教室： 1月末現在 妊婦37人夫 35人 子育て教室ほかほか： 延べ127人	
			幼児施設課	保護者の保育参加	保護者に保育参加してもらい、育児について話し合い 相談がスムーズにできる場を設ける。		無
			子ども政策課		必要に応じて実施		
			生涯学習課	家庭教育講座	親(保護者)が安心感と自信を持って家庭教育を行 い、子どもとともに成長するための学びを支援するた めに、親の学びの機会提供ひとつとして実施。家庭教 育講座(全4回)	おおむね1歳～5歳の子 どもを持つ保護者、子育 てサポーターが対象。延 べ58人が参加。	有
34	男女がともに担う介護の推進	広報や講座などの実施により、啓発を推進します。	高齢福祉課	介護者のつどい	10月と2月で2回開催。 10月は落語の講師に依頼し「笑い」をテーマに介護に 触れた内容の落語を実施。2月は「癒し」をテーマにア ロマセラピストにお越しいただきアロマの実施。 どちらも最後にグループワークの時間を設けピアカウ ンセリングの場とした。	自宅で介護している介 護者 10月 5人、2月 9 人	無
		介護をする人への支援に取り組みます。	高齢福祉課				
施策の方向②男性の家事・育児・介護などへの参画促進							
35	男女共同参画に向けた男性のための講座の開催	男性の生活的自立をめざす料理教室・介護教室など の拡充を図ります。	高齢福祉課	男性の料理教室卒業生活動支援	市内6カ所で活動している男性の料理教室卒業生らが 情報交換をする場の設定や新規参加者を募集するた めの活動誌の作成事務を行う。	OB会の開催5月20日、 会報誌の作成	無
		介護研修への男性の参画を促進します。	高齢福祉課	介護者のつどい	10月と2月で2回開催。 10月は落語の講師に依頼し「笑い」をテーマに介護に 触れた内容の落語を実施。2月は「癒し」をテーマにア ロマセラピストにお越しいただきアロマの実施。 どちらも最後にグループワークの時間を設けピアカウ ンセリングの場とした。	自宅で介護している介 護者 10月 5名 2月 9 名	無
		ママ・パパ教室など子育てに関する講座への男性の 参画を促進します。	子ども政策課		必要に応じて実施		
			健康政策課	未実施			
		生涯学習課	家庭教育講座	第4回家庭教育講座「折り紙を使って親子で遊ぼ う!」。家族で参加できるよう、講座実施を土曜日に設 定。	親(保護者)参加者13 人。男性の出席なし。	有	
施策の方向③DVなど被害者への支援・救済体制の充実							
36	被害者への支援体制の充実	被害者への相談・個々の状況に応じた支援や情報提 供を行います。	子ども政策課		必要に応じて実施		
			人権擁護課	相談事業	月2回の女性の悩み相談のほか、随時職員が相談に 応じ、相談内容に応じて庁内各課と連携している。		無
		緊急時に被害者の安全確保のための一時保護の対 応を行います。	子ども政策課		必要に応じて実施		
			人権擁護課	未実施			
37	DVなど暴力防止と被害者支援の ための関係各課・機関とのネット ワークづくり	DV被害者についての各課での情報の共有や、関係 機関との連携強化に努めます。	子ども政策課		必要に応じて実施		
			人権擁護課	滋賀県女性等を犯罪から守るネットワーク	滋賀県と県警担当部局で開催しているネットワー クで、市町担当部局の顔の見える関係づくりのために年 1回甲賀警察署管内の会議が開催されている(県主 導)。	滋賀県、県警、県立男女 共同参画センター、湖南 市・甲賀市の各担当部 署	無
施策の方向④子どもが健やかに育つ環境づくり							

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
38	子育てに関する現状の把握	子育てニーズに関する調査を実施します。	子ども政策課	第2期子ども・子育て支援事業計画の策定	平成30年に実施したニーズ調査をもとに、令和2年度から5年間の子育て施策を推進するために第2期子ども・子育て支援事業計画を策定した。		無
39	保育施設・設備の整備	地域子育て支援センターなどの機能を充実します。	子ども政策課	市内2か所の子育て支援センターの開所	子育て家庭の相談、子育て活動の支援を行う		無
		待機児童の解消のため、認定こども園の普及を推進します。	幼児施設課	私立保育園1園を幼保連携認定こども園に移行	菩提寺優愛保育園モンチが、認定こども園菩提寺優愛保育園モンチとなった。	認可定員 70人	無
40	利用しやすい相談窓口とわかりやすい情報伝達	子どもの発達相談、食生活指導を充実します。	健康政策課	未実施			
			社会福祉課	発達相談事業、巡回相談事業の実施	個別での発達検査を通して、また集団での園生活や学校生活の場を通して、子どものこころの育ちを促し、支援の工夫をする。	発達検査実施数142件 巡回相談件数 751件 (令和2年2月末時点)	無
		子育てボランティアの確保と活動支援をします。	幼児施設課	子育てボランティア養成講座	ボランティア養成講座の開催(子育て支援センター)		
		ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども政策課	ファミリー・サポート・センター	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者とその援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行った。		無
		男性も相談しやすい環境づくりを推進します。	幼児施設課	未実施			
41	児童虐待防止に関する啓発活動の充実とネットワーク化	子ども虐待対応マニュアルの活用を促進します。	子ども政策課	子ども虐待マニュアルの配布	平成31年4月に市内小学校・中学校に配布した。	9小学校、4中学校	無
			健康政策課	未実施			
			社会福祉課	未実施			
			学校教育課	各学校への周知	家庭児童相談室から配布されている「滋賀県子ども虐待マニュアル」について、市内小中学校に再度配布してもらう。教育相談や虐待対応教員を中心に活用をすすめる。	各校1人、虐待対応教員(13人)	
		校園など関係機関職員や地区担当保健師、児童委員などの研修の充実とネットワークの強化を推進します。	子ども政策課	研修会の開催	①ファミリーサポート会員研修会、②「子どもの未来について考えるフォーラム」(社会福祉協議会主催)に講師として出席、③要保護児童対策地域協議会の研修会開催	①4人②84人③51人	無
			健康政策課	未実施			
			社会福祉課	未実施			
		要保護児童対策地域協議会の各種会議を実施し、連携を密にします。	学校教育課	各種研修会への参加	県・市主催の児童虐待対応研修に参加。早期発見・早期対応および関係機関の連携について研修をうけ、校内での役割の再認識と、関係機関との連携に努めてもらう。さらに、定期的にスクールソーシャルワーカー連絡会を開催し、情報交換や事例検討を行うなど、連携のネットワーク強化を図る。	各校1人、虐待対応教員(最大13人) スクールソーシャルワーカー	
			子ども政策課	要保護児童対策地域協議会の開催を実施	①代表者会議2回開催、②実務者会議月1回開催、③ケース会議開催・参加	①代表者委員24人②実務者委員9人③86回開催	無
			健康政策課	湖南省乳幼児全戸訪問事業(赤ちゃん会議) 要保護児童対策地域協議会の各種会議への参加	月一回会議を実施 月一回は会議への参加	赤ちゃん会議(1月末現在)27回 要保護児童対策地域協議会3月末予定 年12回	無
社会福祉課	要保護児童対策地域協議会の各種会議への参加	家庭児童相談室主催の会議に出席。 随時、各個別のケース会議への参加。 実務者会議には、発達支援室より委員として月1回参加。	ケース会議件数 36件 (令和2年2月末時点)	無			

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無	
			学校教育課	要保護児童対策地域協議会の各種会議への参加	家庭児童相談室主催の以下の会議に出席し、市内の虐待状況の把握し対応方法について協議を行い、役割分担の上支援を実施する。 ・毎月1回の実務者会議へ、指導主事および社会福祉士の参加。 ・年2回の代表者会議へ、部次長、課長の参加。 ・随時、各個別のケース会議への参加。学校主体の会議のケース会議との連携。			
42	子育てに関する情報交換の支援	乳幼児期の保健事業における保護者の交流の場の提供を推進します。	健康政策課	もぐもぐ教室、子育て教室ほかほか、各種健康教育、育児相談	もぐもぐ教室 対象者：5か月児の保護者で基本第1子の保護者食についての学び合い、仲間作りが目的 子育て教室ほかほか 1歳6か月児健診で、子どもの成長発達に伴う悩みを相談してくれた親子(定員9名) 子どもの成長発達に伴う悩みや不安を解消するために実施。 各種健康教育 子育て支援センターやまちづくりセンターやサロン、つどいの広場などで育児などに関する健康教育の実施(参加者同士の交流あり) 育児相談 子育て支援センターやまちづくりセンターやサロン、つどいの広場などでの育児相談の実施(参加者同士の交流あり)	もぐもぐ教室：児69人母76人父1人祖母1人(2月末まで) 子育て教室ほかほか：延べ127人 育児相談：19回(2月末現在) 健康教育：11回(2月末現在)	有 (もぐもぐ)	
			幼児施設課	未実施				
			生涯学習課	未実施				
		親子の交流と育児相談の機会提供のため、未就園児に対する園庭開放を実施します。	健康政策課	未実施				
			幼児施設課	未実施				
			生涯学習課	未実施				
		子育てで学習を支援します。	健康政策課	もぐもぐ教室、子育て教室ほかほか、各種健康教育、育児相談	もぐもぐ教室 対象者：5か月児の保護者で基本第1子の保護者食についての学び合い、仲間作りが目的 子育て教室ほかほか 対象者：1歳6か月児健診で、子どもの成長発達に伴う悩みを相談してくれた親子 子どもの成長発達に伴う悩みや不安を解消するために実施。月2回。全8回で終了 各種健康教育 子育て支援センターやまちづくりセンターやサロン、つどいの広場などで育児などに関する健康教育の実施(参加者同士の交流あり) 育児相談 子育て支援センターやまちづくりセンターやサロン、つどいの広場などでの育児相談の実施(参加者同士の交流あり)	もぐもぐ教室：5か月児の保護者で基本第1子の保護者 子育て教室ほかほか：1歳6か月児健診で、子どもの成長発達に伴う悩みを相談してくれた親子 健康教育：11回(2月末現在)、 育児相談：19回(2月末現在)	有 (もぐもぐ)	
			幼児施設課	未実施				
			生涯学習課	家庭教育講座	親(保護者)が安心感と自信を持って家庭教育を行い、子どもとともに成長するための学びを支援するために、親の学びの機会提供ひとつとして実施。家庭教育講座(全4回)	おおむね1歳～5歳の子どもを持つ保護者、子育てサポーターが対象。延べ58人が参加。	有	
		子育てサークルの活動を支援します。	健康政策課	未実施				
			幼児施設課	未実施				
			生涯学習課	未実施				

分野4 働く場で

基本目標1 就労の場での男女共同参画の推進

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
施策の方向①男女の均等な雇用機会と待遇の実現							
43	労働条件実状の把握	関係機関との連携を強化します。	商工観光労政課	未実施			
			人権擁護課	未実施			
		事業所実態調査により実情の把握に努めます。	商工観光労政課	未実施			
			人権擁護課	湖南省男女共同参画社会づくりに関するアンケート	平成29年度以降は毎年企業訪問の機会を捉え、企業向けアンケートを実施している。	市内212社(回収率20.3%)。	無
44	県などの関係機関との連携	就職、再就職を希望する女性のための就業に関する相談・情報提供を充実します。	商工観光労政課	就労相談事業	市内会館、まちづくりセンター等で就労に関する相談業務を行う。女性活躍推進のための相談を年2回実施。チャンスワークこなんより「女性のための就労相談求人」の提供を受け、相談業務に活用。	対象:市内在住・在勤者	無
45	男女平等に向けた企業・事業所の取組の普及・啓発	企業訪問などの機会をとらえた企業・事業所への啓発を行います。	商工観光労政課	企業内人権啓発推進事業	年2回、従業員10人以上の企業・事業所に事業所内公正採用・人権啓発推進班員による企業訪問において啓発を行う。	市内企業212社	無
			人権擁護課	企業への啓発物配布	企業訪問時に男女共同参画に関する啓発物の配布を行った。	市内企業 約200社	無
		「改正男女雇用機会均等法」など労働関係法令の制度の普及・啓発を行います。	商工観光労政課	企業内人権啓発推進事業	年2回、従業員10人以上の企業・事業所に事業所内公正採用・人権啓発推進班員による企業訪問において啓発を行う。	市内企業212社	無
			人権擁護課	女性活躍推進セミナー	女性活躍推進セミナーのテーマとして、働き方改革を取り上げ、関連法案についての啓発を行った。講師については滋賀労働局から派遣いただいた。また、同時に採用面接時のコミュニケーションスキルを上げる講座を開催した。(2019/6/11) テーマ:中小企業のための女性活躍推進講座	参加者数 8人	有
		男女不平等な慣習などの自主的な点検・改善を働きかけます。	商工観光労政課	企業内人権啓発推進事業	年2回、従業員10人以上の企業・事業所に事業所内公正採用・人権啓発推進班員による企業訪問において啓発を行う。	市内企業212社	無
			人権擁護課	未実施			
施策の方向②男女のワーク・ライフ・バランス確立の支援							
46	ワーク・ライフ・バランスの概念についての普及・啓発	長時間労働の解消促進に向けての普及・啓発を行います。	商工観光労政課	企業内人権啓発推進事業	県内で実施される労務に関するセミナー情報をメールにて配布・周知を行った。	アドレス保持企業256社	無
			人権擁護課	女性活躍推進セミナー	女性活躍推進セミナーのテーマとして介護を取り上げ、家庭での男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス推進についての啓発を行った。(2019/10.16) テーマ:仕事と介護～私にできること、会社にできること～	参加者 12人	有
				ホームページ掲載	市ホームページより、ワーク・ライフ・バランス推進月間についての啓発を行った。	市民	無
		企業・事業所の管理職へ向けた講座を実施します。	商工観光労政課	未実施			
		人権擁護課	女性活躍推進セミナー	女性活躍推進セミナーのテーマとして、働き方改革を取り上げ、関連法案についての啓発を行った。講師については滋賀労働局から派遣いただいた。また、同時に採用面接時のコミュニケーションスキルを上げる講座を開催した。(2019/6/11) テーマ:中小企業のための女性活躍推進講座	参加者数 8人	有	
	男性の育児・介護参画に向けた職場への啓発を行います。	商工観光労政課	企業内人権啓発推進事業	年2回、従業員10人以上の企業・事業所に事業所内公正採用・人権啓発推進班員による企業訪問において啓発を行う。	市内企業212社	無	
		商工観光労政課	未実施				

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
47	育児・介護休業制度の活用促進	女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進を行う事業者の取組を評価します。	人権擁護課	受講証発行	男女共同参画講座、女性活躍推進セミナー参加者に対し、湖南省入札参加資格審査申請の各種人権研修への参加実績にかかる添付書類として提出できる受講証を発行している。(希望者のみ)	対象：講座受講者のうち希望者のみ	
				ロールモデル募集	ワーク・ライフ・バランスやポジティブアクションに取り組む企業を募集し、優良な取組については取材し、啓発紙等で紹介する。令和元年度については応募がなかった。	市内企業	無
				広報誌掲載	国の表彰制度受賞者について広報誌(令和2年2月号)で取り上げた。		
		企業訪問などの機会をとらえた、企業・事業所への啓発を行います。	商工観光労政課	企業内人権啓発推進事業	年2回、従業員10人以上の企業・事業所に事業所内公正採用・人権啓発推進班員による企業訪問において啓発を行う。	市内企業212社	無
			人権擁護課	企業への啓発物配布	企業訪問時に男女共同参画に関する啓発物の配布を行った。	市内企業 212社	
48	多様なニーズに応じた保育サービスの充実	学童保育の充実を図ります。	子ども政策課	学童保育所運営事業	保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中保育する人がいない児童を預かり、適切な生活や遊びの場を提供した。 (支援の単位数：公設16か所 民設 1か所)	児童数 674人	無
		企業・事業所内保育所設置の啓発を行います。	商工観光労政課	未実施			
			幼児施設課	未実施			
施策の方向③性別にとらわれない多様な働き方を支援する環境の整備							
49	多様な働き方を支援する学習機会の充実	女性の能力開発のための学習機会の充実(各種講座の開設)を図ります。	商工観光労政課	女性活躍推進事業	各種資格取得講座を開催、資格・技能を習得することで、就職や職場でのスキルアップなど社会での女性活躍につなげる。 ・フォークリフト運転技能講習 (10月・11月コース)令和元年10月5日、6日、13日、14日、11月2日、3日、9日、10日 ・介護事務講座 令和元年11月1日、8日、15日、22日、29日、12月6日、13日、20日、令和2年1月10日、17日	フォークリフト運転技能講習受講者 17人 介護事務講座受講者 15人	有
		再就職のための職業訓練セミナーを開催します。	商工観光労政課	未実施			
		技能取得・資格取得などに関する情報を提供します。	商工観光労政課	就労相談事業	市内会館、まちづくりセンター等で就労に関する相談業務を行う。女性活躍推進のための相談を年2回実施。	対象：市内在住・在勤者	無
		起業をめざす女性に対する情報の提供などの支援をします。	商工観光労政課	創業支援等事業	湖南省商工会主催の「創業塾」への協力、「女性のための経営スクール」への後援および当日運営の協力。	企業をめざす女性創業塾 12人 経営スクール 94人	有
50	性別にとらわれず働き方を選択できる環境づくり	在宅型・フレックスタイム勤務・ワークシェアリングなどについて情報発信します。	商工観光労政課	未実施			
		農業、自営業の女性が対等な立場で共同して経営に参画する意識醸成に向けた情報提供に努めます。	農林保全課	未実施			
			商工観光労政課	人材育成支援事業	市内で起業された6人(内女性起業家2人)のインタビュー等をまとめた媒体を作成し、働き方のひとつである起業の魅力を発信する。		無
施策の方向④職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの防止策の推進							
51	セクシュアル・ハラスメントなどについての資料の収集と啓発・学習の推進	セクシュアル・ハラスメントなどに関する情報を収集するとともに、広報やホームページ、企業訪問の機会などを活用した広報と啓発に努めます。	人権擁護課	啓発パンフレットの配布	企業訪問時や企業向けの講座開催時にLGBTに関する啓発パンフレットを配布している。	市内企業	
			図書館	図書等整備事業	セクシャル・ハラスメントなどに関する資料(図書等)を随時収集(購入・寄付等)し、閲覧・貸出を行っている。	市民	無

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
52	企業・事業所などでのセクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	企業訪問などの機会に企業への啓発を行います。	商工観光労政課	企業内人権啓発推進事業	年2回、従業員10人以上の企業・事業所に事業所内公正採用・人権啓発推進班員による企業訪問において、社内での研修状況の聞き取りおよび研修実施の啓発を行った。	市内企業212社	無
		啓発用ビデオなどの提供を行います。	商工観光労政課	啓発用教材購入および貸し出し	ハラスメントに関するビデオ・DVDの貸し出しを行った。	貸し出し件数31件	無
基本目標2 市役所内の推進体制の整備							
施策の方向①審議会などへの女性の参画の促進							
53	各種審議会などにおける女性委員の積極的登用の推進	審議会などの女性委員の参画状況調査の継続および公表を行います。	人権擁護課	審議会等の女性委員の参画状況調べ	毎年6月に全課を対象に審議会等の女性委員の参画状況調べを実施している。	すべての行政委員会、附属機関、その他委員会	無
		充て職を含めた委員の選考方法や、会議時間などの配慮をし、女性委員の登用を推進します。	全課	(市民課)住居表示審議会	委員の選定にあたり、女性委員の登用を推進する。住居表示審議会委員7人 うち女性委員1人		無
				(健康政策課)湖南省健康こなん21計画・自殺対策計画推進会議	委員に女性委員を積極的に登用。会議は14時～2時間程度。	委員11人中 女性5人	無
				(人権擁護課)託児委託	講座実施時には託児を行うことで、子育て期の女性の参画をしやすい配慮を行っている。		有
				(都市政策課)景観審議会	委員の選出において商工会・観光協会には女性を選出するよう依頼し、女性の委員参画を図った。	委員13人中 女性3人	無
				(土木建設課)道路整備計画策定委員会	PTA連絡協議会、女性の会、社会福祉協議会等女性委員の登用を依頼し、女性の参画を図った。前回の改定時(H27.3)から女性委員を1名増やした。また会議は昼間に行った。	委員14人中 女性4人	無
				(保険年金課)湖南省国民健康保険運営協議会	男性委員のみに構成が偏ることのないよう意識して女性委員の選出をしている。	委員13人中、女性4人	無
		市内企業へ女性社員の審議会など委員参画への働きかけを行います。	全課				
託児サービスなど女性が会議に参画できる環境づくりを推進します。	全課						
審議会などで委員の候補となる女性の人材の発掘を行います。	全課						
施策の方向②職員の意識改革と研修の充実							
54	職員に対する男女共同参画に関する研修の充実	職場内において、男女共同参画をテーマとした研修などの実施を推進します。	人事課	職場内研修	各所属部署において年2回の職場内研修を実施。そのテーマの一つとして男女共同参画を取り上げている。	全職員	無
		研修の情報提供、機会の拡大を行います。	人権擁護課	周知・啓発(湖南ネット掲示)	講座実施時には湖南ネットの掲示板により、全職員への周知を行った。		無
			人事課	未実施			
		人権擁護課	未実施				
国・県・民間教育機関などが主催する事業・研修への職員の参画を推進します。	人事課	職員研修	国・県、滋賀県市町村職員研修センターや全国市町村国際文化研修所(JIAM)などが主催する事業・研修について掲示板にて周知。	全職員	無		
55	意識改革のための職員啓発・情報提供	男女共同参画週間などの機会をとらえて全職員に啓発を行います。	人権擁護課	周知・啓発(湖南ネット掲示・モニター広告)	男女共同参画週間においては、湖南ネットの掲示板により、全職員への周知を行っている。また市内3か所の広告モニターへ掲載している。	職員	無
			人事課	未実施			
施策の方向③女性職員の職域の拡大と管理職への積極的登用							

施策番号	施策	取組内容	担当課	取組状況(事業名)	内容(概要)	対象・人数	託児実施有無
56	性別にとらわれない管理職登用の推進	女性職員に対する政策形成・企画立案の実務経験の充実を図ります。	人事課	滋賀大学「学び直し塾」、滋賀南部地域活性化勉強会	地域が抱える課題について調査、研究、議論する滋賀大学「学び直し塾」や、滋賀県南部地域の行政職員対象の政策能力向上研修に参加し政策形成・企画立案能力向上に努めている。	参加職員4人中 女性3人	無
57	性別にとらわれない配置や職務分担の促進	自己申告書や面談にもとづき、必要な人事的配慮を行うなど働きやすい環境づくりに努めます。	人事課	未実施			
58	分野横断的なプロジェクトへの女性職員の参画	各種計画の策定や公共施設などの整備検討など、分野横断的なプロジェクトへは積極的に女性職員の参画を推進します。	全課	未実施			
施策の方向④市の刊行物における男女共同参画の視点の確立							
59	市広報・刊行物における男女共同参画の視点での表現の適正化	市広報などの編集時に男女共同参画の視点で再チェックを行います。	全課	(秘書広報課)市広報の編集時に男女共同参画の視点で再チェック	市広報の編集時に男女共同参画の視点で再チェックしています。		無
		職員向けジェンダー関連の表現ハンドブックを作成・配布します。	全課				
60	関係団体の刊行物における男女共同参画の視点での表現の適正化に向けての働きかけ	職員向けに作成したジェンダー関連の表現ハンドブックを周知し、関係団体においても活用を促進します。	全課				
施策の方向⑤ワーク・ライフ・バランスに理解がある管理職の育成							
61	職員の出産・育児・介護などに関わる休業取得率の向上	制度の周知を行います。	人事課	新規採用職員研修	新規採用職員に対し出産、育児、休暇などに関わる制度の説明を実施している。(2019/4/10)	新規採用職員17人	無
		休業を取得しやすい雰囲気の醸成に努めます。	人事課	「イクボス」の取組	職員のワークライフバランスの充実を図るため所属長ヒアリングを実施し、配慮の必要な職員を把握するとともに実務面での業務調整に努めている。	全職員	無
		休業後の円滑な職場復帰を支援します。	人事課	未実施			
62	管理職に対する継続的な研修の実施	人材育成基本方針にもとづき管理職などへの研修を実施します。	人事課	イクボス研修の実施	職員のワークライフバランスの充実を図るため、新任課長級職員を対象にイクボスをテーマとした研修を受講している。(2019/6/7)	新任課長級 2人	無
63	業務効率化の工夫を促進する仕組みづくり	超過勤務縮減のための方針を検討します。	人事課	未実施			
		質の高い短時間の労働を評価します。	人事課	未実施			
		業務の共有や分担の見直しを定期的に行います。	人事課	未実施			

令和元年度託児サービス取組状況調べ(まとめ)

担当課	事業名	1. 実施した回数					うち、実施したが申込がなかったもの		託児を利用した保護者数(延べ人数)
		合計	講座・催し	会議	健診	その他	回数	内容	
人権擁護課	女性活躍推進セミナー	3	3				2	講座・催し	1
人権擁護課	出会い・気づき・発見講座	3	3				0	講座・催し	10
人権擁護課	豊かなつながり創造講座	3	3				3	講座・催し	0
人権擁護課	うちなる国際化フォーラム	1	1				0	講座・催し	4
人権擁護課	人権教育研究大会	1	1				0	講座・催し	1
健康政策課	もぐもぐ教室、成人健診など(R2.2月末現在)	17	11		6		0	講座・催し	118
商工観光労政課	子育てリフレッシュ事業	9	9				0	講座・催し	60
商工観光労政課	骨盤調整ヨガ講座	2	2				0	講座・催し	25
商工観光労政課	リラックスヨガ講座	3	3				3	講座・催し	0
商工観光労政課	スキルアップ研修	1	1				1	講座・催し	0
商工観光労政課	フォークリフト運転技能講習	8	8				4	講座・催し	4
商工観光労政課	介護事務講座	10	10				0	講座・催し	20
生涯学習課	家庭教育講座	2	2				0	講座・催し	15
合計		63	57	0	6	0	13		258

アクション2017にかかる成果指標

分野	成果指標	現状値(H27)	目標値(H32)	データの出典	H27	H28	H29	H30	R1	備考
1	自分の家庭にかぎらず、一般に「夫が外で働き、妻が家庭を守るべき」という設問に対し、「どちらかと言えばそうは思わない」「そうは思わない」と答えた人の割合	64.5%	80.0%	市民意識調査	64.5%	-	-	-	-	5年ごと調査。次回2020年度実施。
2	「学校で男女は平等になっている」と答えた女性の割合	55.7%	60.0%	市民意識調査	55.7%	-	-	-	-	5年ごと調査。次回2020年度実施。
	副読本の活用率(小・中学校)	76.9%	100.0%	学校教育課調べ	76.9%	79.0%	69.2%	61.5%	61.5%	
	市の事業(会議、講座、健診など)において託児サービスを行った件数	96回	120回	人権擁護課調べ	96回	93回	100回	64回	50回	2月庁内調査結果。実施した回数63回、そのうち実施したが申込がなかった13回を引いた回数。
	男女共同参画に関する講座の受講者数	180人	230人	人権擁護課調べ	180人	192人	248人	467人	203人	女性活躍16名、WLB12名、スキルアップ43名、男女共同参画(防災、自治会)100名、定着就労32名
健康寿命の延伸	男78.26歳 女81.15歳	男79.60歳 女84.40歳	健康政策課で算出	男 78.26歳 女 81.15歳	男 78.86歳 女 81.41歳	男 79.30歳 女 81.73歳	男 78.34歳 女 81.15歳 (H29)	男 78.39歳 女 80.91歳 (H30)		
3	「家庭で男女は平等になっていると思いますか」で「平等になっている」と答えた女性の割合	29.8%	40.0%	市民意識調査	29.8%	-	-	-	-	5年ごと調査。次回2020年度実施。
	「地域で男女は平等になっていると思いますか」で「平等になっている」と答えた女性の割合	24.3%	35.0%	市民意識調査	24.3%	-	-	-	-	5年ごと調査。次回2020年度実施。
	ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター、つどいの広場など子育て支援施設での利用者数	27,446人	28,000人	子ども政策課調べ	27,446人	28,008人	21,829人	21,892人	22,097人	
	DVを受けたときに「がまんした」とする回答率の減少	61.5%	50.0%	市民意識調査	61.5%	-	-	-	-	5年ごと調査。次回2020年度実施。
	女性の代表または副代表がいる行政区の割合	2.3%	17.0%	人権擁護課調べ	2.3%	4.6%	16.3%	18.6%	16.3%	
4	「職場で男女は平等になっていると思いますか」で「平等になっている」と答えた女性の割合	17.6%	30.0%	市民意識調査	17.6%	-	-	-	-	5年ごと調査。次回2020年度実施。
	役員や管理職に占める女性の割合	14.1%	20.0%	事業所実態調査	14.1%	-	19.4%	21.3%	8.4%	
	職場での有給休暇や育児休業・介護休業等の取得のしやすさで肯定的な意見の割合の増加	育児69.0% 介護80.4%	育児75.0% 介護85.0%	市民意識調査	育児 69.0% 介護 80.4%	-	-	-	-	5年ごと調査。次回2020年度実施。
	市内事業所における男性の育児休業の取得割合	4.6%	8.0%	事業所実態調査	4.6%	-	10.3%	8.9%	3.7%	
	ワーク・ライフ・バランスの取組が「進んでいる」「ある程度進んでいる」と答えた事業所の割合	53.6%	60.0%	事業所実態調査	53.6%	-	63.0%	64.0%	58.1%	
	25歳から44歳の女性の就業者の割合	69.7%	75.0%	国勢調査	69.7%	69.2%	69.2%	-	-	国勢調査2020年実施予定。
	ワーク・ライフ・バランスについて言葉も内容も知っている人の割合	25.6%	40.0%	市民意識調査	25.6%	-	-	-	-	5年ごと調査。次回2020年度実施。
	市役所の委員会などの女性委員の割合	30.8%	40.0%	人権擁護課調べ	30.8%	29.2%	29.7%	33.7%	33.8%	市町における男女共同参画推進状況調査(地方自治法202条の3審議会のみ)
	市職員の育児休業の取得率(男性)	0.0%	10.0%	人事課調べ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	市役所における管理職(部課長相当職以上)の女性職員の割合	10.7%	20.0%	人事課調べ	10.7%	14.5%	17.6%	20.3%	31.0%	
市役所における1年間の超過勤務時間360時間以上の職員数	80人	70人未満	人事課調べ	80人	55	53	59	67人		
女性活躍推進企業の認証をうけた市内事業所数	2事業所	10事業所	県女性活躍推進企業認証制度	2事業所	7事業所	7事業所	8事業所	8事業所		

【資料3】
成果指標

アクション2017にかかる把握すべき数値(成果指標を除く)

分野	施策において把握すべき数値	データの出典	H27	H28	H29	H30	R1	備考
1	地域総合センターにおける生活相談・人権相談件数	人権擁護課	2,622件	3,749件	3,545件	3,131件	2,047件	地域総合センター事業実施状況報告書より。みくも1,745、夏見175、柑子袋48、岩根55、松籟24
	性の多様性にかかる啓発件数(学校教育を除く、広報、講座、街頭啓発など)	人権擁護課	1	1	2	4	2	出合い・気づき・発見講座1回、広報こなん6月号
2	市内公立小学校PTAで代表が女性である団体数	市町における男女共同参画推進状況調査	33%	33%	22.2%	33.3%	44.4%	
	市内公立中学校PTAで代表が女性である団体数	市町における男女共同参画推進状況調査	50%	50%	25.0%	50.0%	50.0%	
	スポーツ推進委員によるスポーツイベントの開催数	生涯学習課	3事業	4事業	4事業	2事業	1事業	ラジオ体操勉強会
	心の健康に関する相談件数	健康政策課	177	226	188	98	113	
	乳がん検診の受診率	健康政策課	36.2	38.1	19	17.9	10.6	H30～算出方法が国保受診率となった。
	子宮頸がん検診の受診率	健康政策課	34.4	33.2	15.7	15.5	7.7	
	男女共同参画リポーター(支援員)の男性比率	人権擁護課	56.0%	57.0%	37.5%	-	-	
	ロールモデル(個人)の発信件数	人権擁護課	0	1	1件	0件	0件	
	ロールモデル(企業)の発信件数	人権擁護課	1	1	2件	1件	1件	イクボスアワード受賞(広報こなん掲載)
3	湖南市防災士連絡協議会会員(防災士資格取得者)の女性の割合	危機管理・防災課	15.90%	18.00%	40.00%	11.54%	11.60%	199名中23名。連絡協議会はR1年度設立。
	DVIに関連する相談対応件数(子ども政策課、人権擁護課分)	人権擁護課調べ	31件	19件	22件	21件	19件	人権擁護課4件、子ども政策課15件
	ひとり親家庭相談の件数(母子父子自立支援員対応分)	子ども政策課	1,509件	1,508件	1,006件	878件	789件	
	合計特殊出生率	人口動態保健所・市町村別統計	1.49	1.55	-	1.35	1.35	滋賀県健康福祉事務所事業年報より
	保育所等入所者数	幼児施設課	1,112人	1,188人	1,259人	1,352人	1365人	
	保育所等待機児童数	幼児施設課	29人	10人	10人	47人	54人	
	ファミリーサポートセンターの活動回数	子ども政策課	328回	562回	949回	960	742回	
	男性向け家事・育児・介護参画を推進する講座(市主催)の実施数	人権擁護課	10件	8件	2件	4件	0件	

分野	施策において把握すべき数値	データの出典	H27	H28	H29	H30	R1	備考
4	女性センターの利用者数	商工観光労政課	3735人	3577人	3,188人	2,218人	-	※H30年度をもって廃止
	女性のための資格取得講座の参加者数	商工観光労政課	461人	451人	270人	113人	201人	フォークリフト運転技能講習、介護事務講座延べ人数
	女性の起業相談数	商工観光労政課	1	2	1	6	19	
	女性のための就労相談開催数	商工観光労政課	年3回	年3回	年3回	年3回	年2回	
	女性のための就労相談利用者数	商工観光労政課	2人	3人	1人	1人	4人	
	放課後児童クラブの児童受入数	子ども政策課	468人	503人	548人	593	672人	
	市内のくるみん・プラチナくるみん認定企業数【H19～認定総数】	滋賀労働局	1社	1社	4社	4社	4社	
	滋賀イクボス宣言企業登録数	滋賀県	0	3	4	7	7	
	市役所における男性育児休業取得者数(平成27年4月～累計)	人事課	0	0	0	0	0	
	男女共同参画をテーマにした課内研修の実施件数	人事課	8回	6回	11回	6回	5回	
	市内事業所における正社員以外の社員に占める女性の割合	企業訪問時アンケート(毎年)	—	—	64.5%	74.6%	53.0%	
	市内事業所における育児休業取得率(4月1日～翌年3月31日)	企業訪問時アンケート(毎年)	—	—	51.2%	47.4%	25.7%	
	市内事業所における介護休業取得率(4月1日～翌年3月31日)	企業訪問時アンケート(毎年)	—	—	0.1%	0.07%	0.07%	
	市内の滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	滋賀県労働雇用政策課	19事業所	21事業所	24事業所	23事業所	23事業所	
	湖南市防災会議及び湖南市国民保護協議会の委員における女性の割合	危機管理・防災課	3.0%	3.0%	7.4%	11.1%	11.1%	
	災害対策本部体制における女性職員数の割合(事務局・災害救助隊・初動支所班の合計)	危機管理・防災課	44.90%	36.70%	29.63%	63.23%	-	
防災関連部局の女性職員数の割合	危機管理・防災課	12.50%	0%	0%	0%	0%		

関連法等について

名称	概要	備考
男女共同参画社会基本法	この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	平成 11 年法律第 78 号
第 5 次男女共同参画基本計画(策定中)	男女共同参画基本計画は、男女共同参画基本法に基づき作成しているもので、現在第 5 次計画を策定中。 3つの政策領域(「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安心・安全な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」)に、計 11 分野の「施策の基本的方向と具体的な取組」を記述している。	第 5 次計画は、令和 2 年末をめどに策定中。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。	配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年 6 月 19 日に成立。 ・相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化 ・保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることの明確化

名称	概要	備考
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表を事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けた法律。	女性活躍推進法等の一部を改正する法律が令和元年5月29日に成立。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 ・女性活躍に関する情報公表の強化 ・特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	職場のパワーハラスメント対策を法制化し、パワーハラスメントの防止のために、事業主の義務として雇用管理上必要な措置を講じることを定めた。	女性活躍推進法等の一部を改正する法律の成立に伴い、令和2年3月31日改正。令和2年6月1日施行。
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正	セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られた。	
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。	平成30年5月23日に公布・施行。
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律	労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。	平成30年7月6日公布。平成31年4月から順次施行。
災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～	地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドライン。	令和2年5月29日通知。

湖南省男女共同参画計画改訂 工程表

項目	2020年度（令和2年度）								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10:20:31	10:20:31	10:20:30	10:20:31	10:20:30	10:20:31	10:20:31	10:20:28	10:20:31
男女共同参画計画改訂案の作成				●	●	●	●	●	●
パブリックコメント									
議会									
人権対策小委員会									
人権対策推進本部									
人権擁護審議会									
男女共同参画懇話会			●						●

工程表

【資料5】

湖南省男女共同参画計画改訂 工程表

項目	2021年度（令和3年度）													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	10:20:31	10:20:30	10:20:30	10:20:31	10:20:31	10:20:28	10:20:31	10:20:30	10:20:31	10:20:31	10:20:28	10:20:31		
男女共同参画計画改訂案の作成	課題整理		計画案作成										改訂版完成	公表
パブリックコメント									実施予告	実施		実施結果公表		
議会								説明				報告		
人権対策小委員会	ヒアリング				素案検討									
人権対策推進本部														
人権擁護審議会	諮問	会議	会議					会議	答申					
男女共同参画懇話会		第3回会議					第4回会議							

2020 年度実施予定の調査について**事業の目的:**

市の女性活躍推進計画の中間見直しの基礎とするため、様々な困難・課題を抱える女性の引きこもり等の状況についての実態調査を行う。併せて、生きづらさを感じることなく就労を継続していくための施策を検討するため、企業における就労環境や人材育成に関する調査を行う。

なお、郵送調査のみでは有効な広義のひきこもり群の回答数は得られないと考えられることから、支援団体などへのヒアリング調査により、より正確な状況把握を行う。

内容:**①市民向け調査**

対象:市内在住の18歳～65歳までの女性2,000人

方法:郵送

概要:生きづらさに関する実態調査。資料7～8を基に、属性に関すること5項目程度、生きづらさに関すること20項目程度、男女共同参画社会に関すること10項目程度で項目設計。

②企業向け調査

対象:市内企業約200社(企業訪問を実施している企業)

方法:郵送

概要:就労環境や人材育成等にかかる調査。H27の調査票を基に、法改正のあった「働き方改革」「ハラスメント」を含む項目設計。

③ヒアリング調査

ひきこもりの支援団体へのヒアリング調査(3～5団体程度)。

こなん し だんじょきょうどうさんかくしやかい む しみんいしきちょうさ 湖南省男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査

ひごろ し ぎょうせい りかい きょうりょく たまわ あつ れいもう あ
 日頃は、市の行政について、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ほんし ねん へいせい ねん こなん しだんじょきょうどうさんかく けいかく さくてい
 さて、本市は2007年(平成19年)に「湖南省男女共同参画アクション2007計画」を策定し、
 だんじょきょうどうさんかくしやかい じつげん かくしゆしやく すいしん とく けいかく
 男女共同参画社会の実現をめざし、各種施策の推進に取り組んできたところです。この計画は
 ねんど へいせい ねんど さいしゅうねんど しやかいじょうせい へんか ふ あら
 2016年度(平成28年度)を最終年度としているため、社会情勢の変化などを踏まえた新たな
 けいかく さくてい ひつよう
 計画の策定が必要となります。

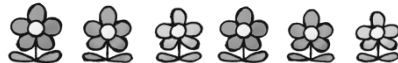
これにともない、20歳以上の市民のみなさんから2,000人^にを無作為に選ばせていただき、ア
 ンケート調査を実施することになりました。市民のみなさんのご意見やご要望をお聞きするこ
 とにより、今後の施策を進めていくうえでの参考^ににさせていただきますと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、なにとぞ調査の趣旨をご理解いただき、ご協力く
 ださいませようお願いします。なお、調査は無記名で、お答えいただいた内容は秘密を厳守し、
 ねが ちょうさ むきめい こた ないよう ひみつ げんしゆ
 すべて統計的^な数字に直して集計します^{ので}、個人のお名前が出ることはありません。どうか
 どうけいできすうじ なお しゅうけい こじん なまえ で
 みなさんの率直な意見をお聞かせください。また、不明な点は人権擁護課までお問い合わせ
 そつちよく いけん き ふめい てん じんけんようごか と あ
 ください。

ねん へいせい ねん がつ
 2015年(平成27年)11月

こなん し しみんかんきょうぶ じんけんようご か
 湖南省市民環境部人権擁護課

きにゆう ~アンケートのご記入にあたって~



- この調査票は、あて名のご本人が答えてください。記入に際しては、ご本人にかわり、ご
 本人の気持ちを聞きながら、ご家族などが代筆していただいてもけっこうです。
- えんぴつ、ボールペンなどで、はっきりと記入してください。
- 回答は、あてはまる番号に○をつけてください。「Q5」と「Q6」は数字を記入してく
 ださい。回答が「そのほか」にあてはまるときは()内に内容を記入してください。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、12月2日(水曜日)までに投函し
 てください。切手を貼る必要はありません。

と あ さき <問い合わせ先>

〒520-3288 湖南省中央一丁目1番地 湖南省人権擁護課 男女共同参画担当

TEL 71-2354 / FAX 72-2201 (平日 8:30~17:15)

◆おたずねした結果を統計的に分析するため、あなた自身について、教えてください。

1 あなたの性別に○をしてください。

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

2 あなたは満年齢で何歳ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 20～29歳 | 2 30～39歳 | 3 40～49歳 | 4 50～59歳 |
| 5 60～69歳 | 6 70歳以上 | | |

3 あなたの仕事は、次のどれにあてはまりますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----|--|
| 1 | フルタイムで働いている (正社員・正職員、会社などの役員) |
| 2 | 非正規職員 (パート・アルバイト・派遣などで週 <u>35時間以上</u> 働いている) |
| 3 | 非正規職員 (パート・アルバイト・派遣などで週 <u>35時間未満</u> 働いている) |
| 4 | 農林漁業 |
| 5 | 会社経営者、自営業主 (農林漁業を除く) |
| 6 | 家族従事者 (農家や会社など自営業主の家族で、その自営業に従事している) |
| 7 | そのほかの仕事をしている |
| 8 | 家事専業 |
| 9 | 学生 |
| 10 | 無職 |
| 11 | そのほか (具体的に⇒) |

4 結婚けっこんについておうかがいします。あなたは次のどれにあてはまりますか。

(○は1つだけ)

- 1 結婚けっこんしている (事実婚じじつこんを含むふく) 2 過去かこに結婚けっこんしていた 3 結婚けっこんしたことがない

5 あなたがいま、いっしょに住すんでいるのはだれですか。(○は1つだけ)

- 1 ひとりぐらし 2 夫婦ふうふだけ (事実婚じじつこんを含むふく) 3 親おやと子こ 4 親おやと子こと孫まご
5 そのほか ()

男女共同参画だんじょきょうどうさんかくとは…

「参画さんかく」とは、たいせつなことを決めたり、決まったことを実行じっこうしたりすること
に自分たちが参加じぶんさんかすることをいいます。

「男女共同参画だんじょきょうどうさんかく」は、男性だんせいも女性じょせいも、平等びやうどうにものごとに参画さんかくする、またはできることをいいます。

また、「女性じょせいだから」とか「男性だんせいだから」といった理由りゆうで、いやなことを押しつけられたり、不平等ふびやうどうなあつかいを受けたりしないことも、含まれます。

国は平成11年へいせいねん (1999年) に「男女共同参画社会基本法だんじょきょうどうさんかくしゃかいきほんほう」という法律ほうりつをつくり、男性だんせいも女性じょせいも差別さべつされることなく、人ひととして尊重そんちようされる社会しゃかいの実現じっげんをめざしています。



◆ 男女の地位に関する意識について

【Q1】あなたは、男女共同参画をすすめていくことに賛成ですか、反対ですか。

(○は1つだけ)

1 賛成	2 どちらかといえば賛成	3 どちらかといえば反対
4 反対	5 わからない	

【Q2】次の(ア)～(キ)について、男女は平等になっていると思いますか。

あなたの気持ちに近いものを「1～6」の中から選んでください。

(○はそれぞれ1つだけ)

	されている 男性のほうが 優遇されている	どちらかとい えば 男性のほうが 優遇されている	平等	どちらかとい えば 女性のほうが 優遇されている	されている 女性のほうが 優遇	わからない
(ア) 家庭で	1	2	3	4	5	6
(イ) 学校で	1	2	3	4	5	6
(ウ) 職場で	1	2	3	4	5	6
(エ) 地域で	1	2	3	4	5	6
(オ) 政治で	1	2	3	4	5	6
(カ) 法律や制度	1	2	3	4	5	6
(キ) 慣習やしきたり	1	2	3	4	5	6

【Q3】 次の意見について、あなたはどのように思いますか。それぞれ「1～5」の中から選んでください。(〇はそれぞれ1つだけ)

	そう思う	どちらかといえば、 そう思う	どちらかといえば、 うは思わない	そうは思わない	わからない
(ア) 自分の家庭の理想は「夫が外で働き、妻が家を守る」ことである	1	2	3	4	5
(イ) 自分の家庭にかぎらず、一般に「夫が外で働き、妻が家を守るべき」だと思う	1	2	3	4	5
(ウ) 家事や子育ては、女性が行ったほうがよい	1	2	3	4	5
(エ) 介護は、女性が行ったほうがよい	1	2	3	4	5
(オ) こどもが小さいうちは、母親は外で働かないほうがよい	1	2	3	4	5
(カ) こどもがいるかないかにかかわらず、女性も外で働いたほうがよい	1	2	3	4	5
(キ) 仕事では、長時間の残業や休日出勤をしたほうが評価されると思う	1	2	3	4	5
(ク) 仕事よりも家事や子育てを優先したい	1	2	3	4	5
(ケ) 仕事よりも自分の自由時間を優先したい	1	2	3	4	5
(コ) 女性をもっと企業の管理職、団体の役職者などに登用すべきだ	1	2	3	4	5
(サ) 企業は、女性が仕事を続けられるような就業環境を整備すべきだ	1	2	3	4	5
(シ) 女性の活躍が進めば、地域の経済社会がいまよりも活性化する	1	2	3	4	5

【Q4-①】家庭の仕事（ア）～（サ）について、だれがするのが理想だと思いますか。「1～7」の中から選んでください。（○はそれぞれ1つだけ）

理想は？	(女性)の同居人 妻	(男性)の同居人 夫	いつも	家族全員で分担	父	母	その他
(ア) 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
(イ) 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6	7
(ウ) そうじ	1	2	3	4	5	6	7
(エ) せんたく	1	2	3	4	5	6	7
(オ) 家計の管理	1	2	3	4	5	6	7
(カ) 日常の買いもの	1	2	3	4	5	6	7
(キ) 生活費をかせぐ	1	2	3	4	5	6	7
(ク) 育児（乳幼児の世話）	1	2	3	4	5	6	7
(ケ) こどもの世話 （学校行事・PTA などの 参加も含む）	1	2	3	4	5	6	7
(コ) 自治会・町内会活動	1	2	3	4	5	6	7
(サ) 高齢者や病人の世話	1	2	3	4	5	6	7

【Q4-②】あなたの家庭では、(ア)～(サ)について、現実は、おもにだれの役割と
なっていますか。「1～7」の中から選んでください。

(○はそれぞれ1つだけ)

(ひとりぐらしの人は、実家などの状況で答えてください)

げんじつ 現実とは？	(女性) の同居人 妻 つま	(男性) の同居人 夫 おつこ	じいも	家族 全員で 分担 かぞくぜんいん ぶんたん	父 ちち	母 はは	その他
(ア) 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
(イ) 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6	7
(ウ) そうじ	1	2	3	4	5	6	7
(エ) せんたく	1	2	3	4	5	6	7
(オ) 家計の管理	1	2	3	4	5	6	7
(カ) 日常の買いもの	1	2	3	4	5	6	7
(キ) 生活費をかせぐ	1	2	3	4	5	6	7
(ク) 育児 (乳幼児の世話)	1	2	3	4	5	6	7
(ケ) こどもの世話 (学校行事・PTAなどの 参加も含む)	1	2	3	4	5	6	7
(コ) 自治会・町内会活動	1	2	3	4	5	6	7
(サ) 高齢者や病人の世話	1	2	3	4	5	6	7

【Q5】あなたが家事にかかる時間は、1日平均でおおよそ何時間くらいですか。

未就学（6歳以下）のこどもがいる人は、育児時間もお答えください。

1	家事の時間	……	1日あたり、約	_____	時間	_____	分
2	育児の時間（こどものいる人）	……	1日あたり、約	_____	時間	_____	分

◆ 働きかたについて

【Q6】あなた自身の働きかたについて、理想と現実はどうですか？あてはまるものを下の選択肢から選んで番号を書いてください。（それぞれ1つだけ）

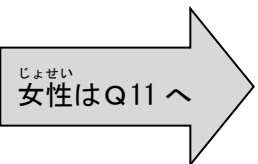
		番号
(ア)	あなた自身の働きかたとして、理想はどれですか。	
(イ)	あなた自身の働きかたで現実にあてはまるものはどれですか。	

< 選択肢 >

1	結婚しても、こどもができて、フルタイムで仕事を続ける
2	結婚しても、こどもができて、パートタイムで仕事を続ける
3	結婚するまで仕事をもち、結婚後は仕事をもちない
4	子育ての時期だけ仕事を一時やめ、そのあとはフルタイムで仕事を続ける
5	子育ての時期だけ仕事を一時やめ、そのあとはパートタイムで仕事を続ける
6	こどもができるまで仕事をもち、こどもができれば仕事をもちない
7	そのほか (_____)

【Q7】 現在、働いている人におたずねします。あなたが働いている理由はなんですか。つぎの中から選んでください。(〇は3つまで)

- 1 生活のため
- 2 住宅ローンなど借金を返すため
- 3 こどもの教育資金のため
- 4 将来に備えて貯蓄するため
- 5 自分で自由に使えるお金を手に入れるため
- 6 生きがいを手に入れるため
- 7 能力を高めたり、技能・資格を手に入れるため
- 8 視野を広げたり、友人をつくるため
- 9 社会に貢献するため
- 10 仕事をするのが好きだから
- 11 働くのが当然だから
- 12 時間的に余裕があるから
- 13 家業だから
- 14 そのほか ()



【Q8】^{だんせい}男性におたずねします。^{じょせい}女性はQ11へすすんでください。

あなたが^{りそう}理想とする、^{じょせい}女性（^{つま}妻や^{はたら}パートナーとなる女性）の^{はたら}働きかたはどれ
ですか。（○は1つだけ）

- 1 ^{けっこん}結婚しても、^{こども}こどもができて、^{しごと}仕事（フルタイム、パートタイムを問わず）をつづける
（Q9へ⇒）
- 2 ^{けっこん}結婚するまで^{しごと}仕事をもち、^{けっこんご}結婚後は^{しごと}仕事をもたない（Q10へ⇒）
- 3 ^{こそだ}子育ての^{じき}時期だけ^{しごと}仕事を一時やめ、^ごその後は^{しごと}仕事をつづける（Q9へ⇒）
- 4 ^{けっこんご}結婚後も^{こども}こどもができるまでは^{しごと}仕事をつづけ、^{しごと}こどもができれば^{しごと}仕事をもたない（Q10へ⇒）
- 5 そのほか（)

【Q9】Q8で「1」「3」と答えた^{だんせい}男性におたずねします。それはなぜですか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 ^{はたら}働くことを通じて^{つう}自己^じ実現^こが^{はか}図れる^{おも}と思うから
- 2 ^{じょせい}女性も^{けいざいりよく}経済力をもった^{おも}ほうが^{おも}いいと思うから
- 3 ^{ふうふ}夫婦で^{はたら}働いた^{しゅうにゅう}ほうが^{おお}収入が^{おお}多くなるから
- 4 ^{じょせい}女性が^{のうりよく}能力を^{かつよう}活用しないのは^{おも}もったいない^{おも}と思うから
- 5 ^{ははおや}こどもは^{いえ}母親が^{めんどう}家で^み面倒^{ほう}を見た^{おも}ほうが^{おも}いい^{おも}と思うから
- 6 ^{ほいくりょう}保育料などを^{はら}払うより、^{ははおや}母親が^{いえ}家で^{めんどう}こどもの^み面倒^{ほう}を見た^{おも}ほうが^{ごうりてき}合理的だと^{おも}思うから
- 7 ^{しょうこうれいか}少子高齢化で^{はたら}働き手^てが^{げんしょう}減少^{おも}している^{おも}ので、^{じょせい}女性も^{はたら}働いた^{おも}ほうが^{おも}いい^{おも}と思うから
- 8 ^{しごと}いちど^{しごと}仕事を^{むずか}やめたら、^{おも}仕事にも^{おも}どるのが^{おも}難^{おも}しくなるから
- 9 ^{じょせい}女性が^{はたら}働き^{かんきょう}やすい^{ととの}環境が、^{おも}整^{おも}ってきたから
- 10 ^{しごと}仕事と^{かてい}家庭の^{りょうりつしえん}両立^{じゅうぶん}支援が^{おも}十分^{おも}ではない^{おも}と思うから
- 11 そのほか（)

【Q10】 Q8で「2」「4」と答えた男性におたずねします。それはなぜですか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性は家庭を守るべきだと思うから
- 2 こどもは母親が家で面倒を見たほうが良いと思うから
- 3 保育料などを払うより、母親が家でこどもの面倒を見たほうが合理的だと思うから
- 4 女性も経済力を持ったほうが良いと思うから
- 5 夫婦で働いた方が収入が多くなるから
- 6 仕事と家庭の両立支援が十分ではないと思うから
- 7 少子化の原因は、女性が働くようになったためだと思うから
- 8 職場では女性が差別されたり、セクハラがあったりして、かわいそうだから
- 9 職場に既婚やこどもをもつ女性がいると、まわりが気をつかったり、職場の規律が保てなくなると思うから
- 10 そのほか ()

育児休業・介護休業について

育児休業は、「育児・介護休業法」という法律に定められた休業制度です。一定の条件を満たした労働者（男女を問わず）で、原則として1歳未満のこどもがいる場合、事業者（会社など）に育児休業を申し出ることができます。申し出を受けた事業者は、これを拒否することはできません。

介護休業も同じ法律に定められており、介護が必要な家族がいる人は、介護休業を申し出ることができます。

じよせい
女性はQ7からつづく

【Q11】ここからは、男性、女性ともにお答えください。あなたは女性が仕事をつづけていくためには、なにが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 女性が働くことに対し、家族やまわりの人の理解と協力があること
- 2 育児や介護のための施設や制度を充実すること
- 3 育児や介護休業を利用して不利益を受けず、身分が保障されていること
- 4 育児や介護で退職した社員を再雇用する制度をもうけること
- 5 給与などで男女間の格差をなくすこと
- 6 労働時間を短くすること
- 7 仕事に必要な知識、技術などについての社員教育を充実すること
- 8 パートタイマーや派遣労働者の労働条件を改善すること
- 9 在宅勤務やフレックスタイム制（働く時間帯をじぶんで決められる勤務体制）をもうけること
- 10 起業（新しく事業を始めること）しようとする人への支援を充実すること
- 11 とくに条件整備は必要ない
- 12 そのほか（ ）

【Q12】あなたは男性が育児休業や介護休業を取得することについて、どう思いますか。「1～5」の中から選んでください。(それぞれ〇は1つだけ)

	よ取と積 いった たほう が 極的に	よ取とえど いった たほう が どちらか かとい	が取とえど やらない ほう が どちらか かとい	が取と やらない ほう	わからない
(ア) 育児休業	1	2	3	4	5
(イ) 介護休業	1	2	3	4	5

【Q13】 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、なにが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 家事などに参加することに対する、男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する、女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 まわりの人が、夫婦の役割分担などについての、本人たちの考え方を尊重すること
- 5 家事、子育て、介護、地域活動に参加する男性を、社会が評価すること
- 6 労働時間を短くしたり、休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多くもてるようにすること
- 7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう、啓発や情報提供を行うこと
- 8 県や市などが男性の家事、子育て、介護などの技能を高める講座を開くこと
- 9 男性が子育てや介護、地域活動を行うためのネットワークづくりをすすめること
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口をもうけること
- 11 とくに必要なことはない
- 12 そのほか ()

【Q14】 あなたは仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べ、不当に格差があると思いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 格差があると思う (Q15へ⇒) | 2 とくに格差があるとは思わない |
| 3 わからない | 4 そのほか () |

【Q15】 Q14で「1 ^{かくさ}格差があると思^{おも}う」と答^{こた}えた人^{ひと}におたずねします。具^ぐ体的^{たいてき}にどのような格^{かくさ}差^さがありますか。(○は1つだけ)

- 1 ^{ちんぎん}賃^{かくさ}金^{きん}に格^さ差^さがある
- 2 ^{しょうしん}昇^{しょうかく}進^{かくさ}・昇^さ格^さに格^さ差^さがある
- 3 ^{のうりよく}能^{ただ}力^{ひょうか}を正^ちしく評^{ひょう}価^かしない
- 4 ^{かんたん}簡^{しごと}単^じな仕^し事^{ごと}しかや^やら^らせ^せて^ても^もら^らえ^えな^ない
- 5 ^{じょせい}女^{かん}性^ぶを幹^{しよくいん}部^{とうよう}職^{しよくいん}員^{とうよう}に登^{とうよう}用^{しよくいん}しない
- 6 ^{きょういく}教^{くんれん}育^う・訓^{きかい}練^{かい}を受^うける機^き会^{かい}がす^すく^くな^ない
- 7 ^{けっこん}結^う婚^うしたりこ^うども^うが生^{はたら}まれ^{はたら}たり^{はたら}す^{はたら}ると、働^{はたら}き^{はたら}に^{はたら}く^{はたら}い^{はたら}霧^{ふん}困^い気^きがある
- 8 ^{じょせい}女^{ていねん}性^{はたら}は定^{はたら}年^{はたら}ま^{はたら}で働^{はたら}き^{はたら}に^{はたら}く^{はたら}い^{はたら}霧^{ふん}困^い気^きがある
- 9 そのほか ()

【Q16】 ^{せいしやいん}正^{せいしよくいん}社^{せいしよくいん}員^{せいしよくいん}・正^{せいしよくいん}職^{せいしよくいん}員^{せいしよくいん}、^{ぱーと}パ^{ぱーと}ー^{ぱーと}ト、^{はけんしやいん}派^{はけんしやいん}遣^{はけんしやいん}社^{はけんしやいん}員^{はけんしやいん}の^{ひと}人^{ひと}におたずねします。

あ^あなた^あは、い^いま^いの^い職^{しよくば}場^{しよくば}で^{しよくば}昇^{しょうしん}進^{しょうしん}し^{おも}たい^{おも}と思^{おも}い^{おも}ま^{おも}す^{おも}か^{おも}。(○は1つだけ)

- 1 ^{しょうしん}昇^{しょうしん}進^{しょうしん}し^{しょうしん}たい^{しょうしん}
- 2 ^{しょうしん}昇^{しょうしん}進^{しょうしん}し^{しょうしん}た^{しょうしん}く^{しょうしん}な^{しょうしん}い^{しょうしん} (Q17へ⇒)
- 3 ^{げんざい}現^{しよくば}在^{しよくば}の^{しよくば}職^{しよくば}場^{しよくば}で^{しよくば}昇^{しょうしん}進^{しょうしん}す^{むずか}る^{むずか}こ^{むずか}と^{むずか}は^{むずか}難^{むずか}し^{むずか}い^{むずか} (Q17へ⇒)
- 4 ^{しょうしんせいど}昇^{しょうしん}進^{しょうしん}制^{しょうしん}度^{しょうしん}や^{しょうしん}昇^{しょうしん}進^{しょうしん}で^{しょうしん}き^{しょうしん}る^{しょうしん}ポ^{しょうしん}ス^{しょうしん}ト^{しょうしん}が^{しょうしん}な^{しょうしん}い
- 5 わ^わか^わら^わな^わい^わ
- 6 そのほか ()

【Q17】 Q16で「2 昇進しょうしんしたくない」、「3 現在の職場げんざい しょくば しょうしんで昇進することは難むずかしい」
 を選んだ人におたずねします。以下の場合あなたは、いまの職場で昇進した
 と思いますか。(〇は2つまで)

- 1 給与額きゅうよがくが自分の希望じぶん きぼうに合うならば、昇進しょうしんしたい
- 2 労働時間ろうどうじかん（残業ざんぎょうを含む）が自分の希望じぶん きぼうに合うならば、昇進しょうしんしたい
- 3 就業場所しゅうぎょうばしょが自分の希望じぶん きぼうに合うならば、昇進しょうしんしたい
- 4 有給休暇ゆうきゅうきゅうか、育児休業いくじきゅうぎょう、介護休業かいごきゅうぎょうなどが希望きぼうどおりにとれるなら、昇進しょうしんしたい
- 5 職務の内容・範囲しよくむ ないよう はんいが自分の希望じぶん きぼうに合うならば、昇進しょうしんしたい
- 6 昇進しょうしんに必要な要件ひつよう ようけん（勤続年数きんぞくねんすうや経験けいけんなど）が緩和かんわされれば、昇進しょうしんしたい
- 7 そのほかの条件じょうけんがかわれば、昇進しょうしんしたい（どんな条件じょうけん?⇒)
- 8 どんな条件じょうけんでも昇進しょうしんしたくない

◆仕事しごとと生活せいかつの調和ちょうわ（ワーク・ライフ・バランス）について

【Q18】 就業時間しゅうぎょうじかんが今より短いま みじかくなったら、なにがしたいですか。(〇は3つまで)

- | | |
|---|---|
| 1 家事 <small>かじ</small> （炊事 <small>すいじ</small> 、せんたく、そうじなど） | 2 介護 <small>かいご</small> 、看護 <small>かんご</small> |
| 3 育児 <small>いくじ</small> | 4 買い物 <small>か</small> の（日用品 <small>にちようひん</small> 以外 <small>がい</small> ） |
| 5 テレビ・ラジオ・新聞 <small>しんぶん</small> ・雑誌 <small>ざっし</small> を見る | 6 休養 <small>きゅうよう</small> |
| 7 学習 <small>がくしゅう</small> 、自己啓発 <small>じこけいはつ</small> 、訓練 <small>くんれん</small> | 8 趣味 <small>しゅみ</small> ・娯楽 <small>ごらく</small> ・レジャー |
| 9 スポーツ | 10 ボランティア活動 <small>かつどう</small> |
| 11 地域活動 <small>ちいきかつどう</small> （自治会 <small>じちかい</small> 、町内会 <small>ちやうないかい</small> など） | 12 交際 <small>こうさい</small> ・付き合い <small>つ あ</small> |
| 13 そのほか（) | |

【Q19】「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。(〇は1つだけ)

- 1 言葉を知っていて、内容も少しは知っている
- 2 言葉を知っていて、内容も詳しく知っている
- 3 言葉を聞いたことはあるが、内容はよく知らない
- 4 言葉を聞いたことはあるが、内容はまったく知らない
- 5 言葉を聞いたことがないし、内容も知らない

【Q20】ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、どのように取り組んでいくことがよいと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 社長や取締役などがリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む
- 2 組織の中で、ワーク・ライフ・バランスを推進する責任者を決める
- 3 管理職の意識改革を行う
- 4 管理職以外の社員の意識改革を行う
- 5 業務や会議の無駄を見直し、労働時間を短くする
- 6 年休有給休暇の取得計画を作る
- 7 ノー残業デーを設ける
- 8 育児・介護などの休業・休暇制度を充実し、育児・介護休暇を取りやすくする
- 9 短時間勤務やフレックスタイム制度など柔軟な働き方ができるようにする
- 10 そのほか
- 11 特になし

ワーク・ライフ・バランスとは…



男女にかかわらず、仕事と私生活（子育て、介護、自己啓発、地域活動、趣味など）の調和がとれた暮らしのこと。働き過ぎなどに対する反省から生まれた考えです。

国は、①経済的な自立ができ、②健康で豊かな生活のための時間があり、③多様な働きかたや生きかたが選べる社会の実現をめざしています。

【Q21】生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域活動や個人の生活」の優先度について、(ア) あなたの理想に最も近いもの、(イ) あなたの現実(現状)にもっとも近いものを、つぎの中から選んでください。(〇はそれぞれ1つずつ)

(ア) 【理想】 (〇は1つ)

1	「仕事」を優先したい
2	「家庭生活」を優先したい
3	「地域活動や個人の生活」を優先したい
4	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
5	「仕事」と「地域活動や個人の生活」をともに優先したい
6	「家庭生活」と「地域活動や個人の生活」をともに優先したい
7	「仕事」と「家庭生活」と「地域活動や個人の生活」をともに優先したい
8	そのほか ()

(イ) 【現実】 (〇は1つ)

1	「仕事」を優先している
2	「家庭生活」を優先している
3	「地域活動や個人の生活」を優先している
4	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5	「仕事」と「地域活動や個人の生活」をともに優先している
6	「家庭生活」と「地域活動や個人の生活」をともに優先している
7	「仕事」と「家庭生活」と「地域活動や個人の生活」をともに優先している
8	そのほか ()

◆女性に対する暴力について

【Q22】あなたは配偶者（夫、妻）や親しい異性（恋人など）から一度でも肉体的、精神的な暴力を受けた経験がありますか。（○は1つだけ）

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1 過去に受けたことがある（Q23、Q24へ⇒） | 3 受けたことはない |
| 2 現在、受けている（Q23、Q24へ⇒） | |

【Q23】Q22で「1 過去に受けたことがある」「2 現在、受けている」を選んだ人におたずねします。それはどのような内容ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|---------------------------------------|
| 1 命の危険を感じるほどの身体的暴力 |
| 2 命の危険を感じるほどではないが、なぐる、けるなどの身体的暴力 |
| 3 大声でどなる、おどす、無視するなどの精神的暴力 |
| 4 むりに性行為を強要する、むりにポルノビデオや雑誌をみせるなどの性的暴力 |
| 5 そのほか（ ） |

【Q24】Q22で「1 過去に受けたことがある」「2 現在、受けている」を選んだ人におたずねします。あなたは、暴力を受けたとき、どのように対処しましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| 1 がまんした（Q25へ⇒） | 2 本人同士で話し合った |
| 3 家族や親せきに相談した | 4 友人や同僚に相談した |
| 5 市役所や相談施設に相談した | 6 弁護士に相談した |
| 7 警察に相談した | |
| 8 イライラして、こどもや身近な人に暴力をふるったり、どなったりした | |
| 9 そのほか（ ） | |

【Q25】 Q24 で「1 がまんした」を選んだ人におたずねします。がまんしたのはなぜですか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 どこに相談すればいいのかわからなかったから
- 2 相談しても、むだだと思ったから
- 3 恥ずかしくて、人に知られたくないと思ったから
- 4 相談相手に心配や迷惑をかけると思ったから
- 5 相談したことがばれると、もっとひどい目にあわされると思ったから
- 6 暴力をふるう相手の立場が悪くなると、かわいそうだから
- 7 暴力を受けるのは、じぶんのせいだと思ったから
- 8 暴力は、愛情表現だと思ったから
- 9 そのほか ()



もし、夫や妻、親しい異性（恋人など）から暴力を受けたり、受けつづけている人は、がまんせず、警察や市役所に相談してください。また暴力を受けている人を知っている人も、相談してください。

甲賀警察署（代表） でんわ：0747-62-4155

湖南市役所 子育て支援課 でんわ：0748-71-2390

◆男女共同参画社会について

【Q26】あなたは男女共同参画社会実現のために、湖南省はどのようなことに力をいれるべきだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 学校で、男女共同参画社会の実現に向けた教育を行う
- 2 女性および男性問題の学習・研修を充実させる
- 3 企業や事業主に対する「意識啓発」
- 4 資格取得のための、さまざまな講座の実施
- 5 保育・介護・家事サービスや関連施設の充実
- 6 育児・介護休業制度の導入を徹底する
- 7 女性のための相談サービスを充実させる
- 8 政策を決める場への、女性の登用を促進する
- 9 暴力などの被害から逃れるための、緊急一時保護施設の情報を提供する
- 10 そのほか ()

意識調査は以上です。そのほか男女共同参画や男女の格差、男女差別、男女の役割分担などについて、ご意見などがありましたら、ご自由にお書きください。



アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。
ご記入後は、この調査票を同封の返信用封筒に入れ、12月2日(水曜日)までに、切手を貼らずに郵便ポストに投函していただきますよう、お願いします。

男女共同参画社会づくりに関する事業所実態調査

～ご協力のお願い～

事業所の皆様には、日頃から本市の行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は2007年（平成19年）に「湖南省男女共同参画アクション2007計画」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、各種施策の推進に取り組んできたところです。この計画は2016年度（平成28年度）を最終年度としているため、社会情勢の変化などを踏まえた新たな計画の策定が必要となります。

そこでこの度、市内の事業所における男女共同参画に関する実態を把握するとともに、事業所としての意見を聴き、今後の施策に反映させることを目的に「男女共同参画社会づくりに関する事業所実態調査」を実施することにいたしました。

調査結果については統計的に処理いたしますので、貴社名や回答内容などの情報が個々に公表されることは一切ございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成28年（2016年）1月

湖南省市民環境部人権擁護課

【ご記入にあたってのお願い】

- 1 この調査票の回答は、経営者（代表者）、役員または人事・総務ご担当の方にお願ひします。
- 2 回答にあたっては、あてはまる番号を○で囲んでください。
「その他」を選ばれた場合は、お手数ですが、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- 3 記入にあたっては、特に断りのない限り平成27年4月1日の状況でお答えください。
- 4 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて切手を貼らず3月16日（水曜日）までに投函してください。

※この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

湖南省 市民環境部 人権擁護課

〒520-3288 湖南省中央一丁目1番地

TEL 71-2354 / FAX 72-2201（平日 8:30～17:15）

湖南省男女共同参画社会づくりに関する事業所実態調査

◆貴事業所の概要について

事業所名																			
所在地	湖南省	電話																	
業種	<table border="0"> <tr> <td>1 農業、林業</td> <td>2 鉱業、採石業、砂利採取業</td> </tr> <tr> <td>3 建設業</td> <td>4 製造業</td> </tr> <tr> <td>5 電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>6 情報通信業</td> </tr> <tr> <td>7 運輸業、郵便業</td> <td>8 卸売業、小売業</td> </tr> <tr> <td>9 金融業、保険業</td> <td>10 不動産業、物品賃貸業</td> </tr> <tr> <td>11 医療、福祉</td> <td>12 宿泊業、飲食サービス業</td> </tr> <tr> <td>13 教育、学習支援業</td> <td>14 その他サービス業</td> </tr> <tr> <td>15 その他(具体的に:</td> <td>)</td> </tr> </table>			1 農業、林業	2 鉱業、採石業、砂利採取業	3 建設業	4 製造業	5 電気・ガス・熱供給・水道業	6 情報通信業	7 運輸業、郵便業	8 卸売業、小売業	9 金融業、保険業	10 不動産業、物品賃貸業	11 医療、福祉	12 宿泊業、飲食サービス業	13 教育、学習支援業	14 その他サービス業	15 その他(具体的に:)
1 農業、林業	2 鉱業、採石業、砂利採取業																		
3 建設業	4 製造業																		
5 電気・ガス・熱供給・水道業	6 情報通信業																		
7 運輸業、郵便業	8 卸売業、小売業																		
9 金融業、保険業	10 不動産業、物品賃貸業																		
11 医療、福祉	12 宿泊業、飲食サービス業																		
13 教育、学習支援業	14 その他サービス業																		
15 その他(具体的に:)																		
事業所の性格	<table border="0"> <tr> <td>1 単独事業所</td> <td>2 本社・本店・本部等</td> <td>3 支社・支店・営業所等</td> </tr> </table> <p>※「1」または「2」と答えられた事業所⇒今後の質問には極力、全社の現状をお答えください。 ※「3」と答えられた事業所⇒今後の質問には、貴事業所内の現状をお答えください。事業所のみで回答しにくい設問（経営方針、人事に関わるものなど）については、本社の方針等を踏まえて回答してください。</p>			1 単独事業所	2 本社・本店・本部等	3 支社・支店・営業所等													
1 単独事業所	2 本社・本店・本部等	3 支社・支店・営業所等																	
従業員数	正社員 (会社役員は除く)	男性	人	女性	人														
	正社員以外 (パート、アルバイト、嘱託職員など。 ただし派遣社員は除く)	男性	人	女性	人														
従業員の平均年齢 (小数点第一位までお答えください)	男性 . 歳		女性 . 歳																
従業員の平均勤続年数	男性	1 5年未満	2 5年以上 10年未満																
		3 10年以上 15年未満	4 15年以上																
	女性	1 5年未満	2 5年以上 10年未満																
		3 10年以上 15年未満	4 15年以上																

◆女性活躍推進のための取組について

いま女性の活躍が支援されています

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から、労働者 301 人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなります。また、300 人以下の事業主の皆さまは努力義務となります。

Q 1 貴事業所の従業員のうち、女性の管理職は何人いますか。該当者がいない場合は 0 を記入してください。

	管理職数	
		うち女性
会社役員（代表者、事業主を含める）	人	人
課長・部長相当職	人	人
係長（主任）相当職	人	人
合計	人	人（管理職全体の %）

Q 2 貴事業所では 5 年前と比べて女性の管理職は増えましたか。（○は 1 つだけ）

1 増えた	2 減った	3 変わらない
-------	-------	---------

Q 3 貴事業所では女性管理職を増やすために、この 5 年間で取り組まれたことはありますか。（○はいくつでも）

1 女性の積極的な登用に取り組んだ 2 男女に公正な人事評価を実施した 3 昇進・昇格試験の受験を従業員に奨励した 4 管理職の登用にあって、転勤等女性が満たしにくい要件を見直した 5 男女同一賃金にした 6 特に女性管理職を増やすための取り組みは行っていない 7 その他()

Q 4 「Q 1」で、管理職全体に占める女性管理職の割合が 10%未満であった事業所にお尋ねします。女性管理職の割合が低いのは、どのような理由からですか。(〇はいくつでも)

- 1 管理能力の面で必要な知識や判断力を有する女性の適任者がいない(少ない)から
- 2 現在のところ在籍年数などの要件を満たす女性がいないから
- 3 女性は管理職になるまでに退職してしまうから
- 4 女性には長時間の労働を要求できないから
- 5 業務の内容が女性には任せられない、あるいは女性に向いていないと思うから
- 6 上司、同僚、部下となる男性が、女性管理職を希望していないから
- 7 顧客が女性管理職を嫌がるから
- 8 女性自身が管理職になることを望んでいないことが多いから
- 9 目標となる女性の先輩がいないので、次が育たないから
- 10 社会的にまだ女性登用の気運が高まっていないから
- 11 その他()

※日本における管理的職業従事者に占める女性割合は 11.2%で、アメリカ (43.4%)、フランス (36.1%)、フィリピン (47.1%) などと比べ国際的にはまだまだ低い水準にあります。(出典：データブック国際労働比較 2015)

Q 5 貴事業所では「ポジティブ・アクション※」に取り組んでいますか。
(〇はそれぞれ1つずつ)

取組内容	取り組んでいる	取り組んでいない
① 女性の採用拡大	1	2
② 女性の職域拡大	1	2
③ 女性の管理職の増加	1	2
④ 女性の勤続年数の伸長 (仕事と家庭の両立のための支援)	1	2
⑤ 職場環境・風土の改善 (男女の役割分担意識の解消)	1	2
⑥ その他	()	()

※『ポジティブ・アクション』とは

男女の役割を固定してしまうような考え方や過去の差別的な雇用慣行の経緯から、

○営業職に女性はほとんどいない

○課長以上の管理職は男性が大半を占めている

…などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

Q 6 貴事業所では下記のいずれかで、基準や扱いなどに男女のちがいがありますか。
(〇はいくつでも)

1 募集・採用	2 賃金	3 昇進、昇格
4 職務内容	5 研修や教育を受ける機会	6 男女のちがいはない
7 その他()

◆従業員の休業制度について _____

Q 7 貴事業所では従業員の有給休暇取得率はどれくらいですか。(〇は1つだけ)

1 10%未満	2 11%~30%	3 31%~50%
4 51%~70%	5 71%~90%	6 91%以上

Q 8 貴事業所の育児休業の取得状況について、男女別にお答えください。
(平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの状況)

配偶者が出産した 男性従業員	人	出産した 女性従業員	人
うち育児休業を取得した 男性従業員(予定者を含む)	人	うち育児休業を取得した 女性従業員(予定者を含む)	人
平均取得(予定)日数	日	平均取得(予定)日数	日

※出産の有無については、貴事業所の把握している情報の範囲内でご記入ください。

Q 9 貴事業所では、就業規則等に介護休業制度の定めがありますか。(〇は1つだけ)

1 ある	2 ない
------	------

Q 10 介護休業の取得状況について、男女別にお答えください。
(平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの状況)

介護休業を取得した 男性従業員	人	介護休業を取得した 女性従業員	人
平均取得日数	日	平均取得日数	日

Q11 貴事業所では、育児や介護を行う従業員を支援するために、休業以外の取組を行っていますか。(○はそれぞれ1つずつ)

取組内容	実施している	実施予定または検討中	実施する予定はない
① フレックスタイム制	1	2	3
② 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ	1	2	3
③ 介護サービスに関する経済的支援	1	2	3
④ 在宅勤務	1	2	3
⑤ 転勤への配慮	1	2	3
⑥ 復職への支援(休業中の情報提供、復職後の研修等)	1	2	3
⑦ 再雇用制度	1	2	3
⑧ 柔軟な働き方(パートになっても正社員に戻れるなど)への支援	1	2	3
⑨ その他	()		

◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)の推進について _____

※『ワーク・ライフ・バランス』とは

働いている人がそれぞれの能力や個性を十分に発揮でき、

「仕事」も「生活」(家庭生活や地域生活など)も共に充実していると実感できる状態のことです。

Q12 貴事業所では仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」の取組が進んでいると思いますか。(○は1つだけ)

1 進んでいる	2 ある程度進んでいる
3 あまり進んでいない(⇒Q14へ)	4 進んでいない(⇒Q14へ)

Q13 Q12で「1 進んでいる」「2 ある程度進んでいる」と回答された事業所にお尋ねします。貴事業所では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けてどのような取り組みを行っていますか。(〇はいくつでも)

- 1 社長や取締役などがリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む
- 2 組織の中で、ワーク・ライフ・バランスを推進する責任者を定める
- 3 管理職の意識改革を行う
- 4 管理職以外の従業員の意識改革を行う
- 5 業務や会議の無駄を見直し、労働時間を短くする
- 6 年次有給休暇の取得計画を作る
- 7 ノー残業デーを設ける
- 8 育児・介護などの休業・休暇制度を充実し、育児・介護休業を取りやすくする
- 9 短時間勤務やフレックスタイム制度など柔軟な働き方ができるようにする
- 10 その他()

Q14 Q12で「3 あまり進んでいない」「4 進んでいない」と回答された事業所にお尋ねします。

貴事業所でワーク・ライフ・バランスが(あまり)進んでいない理由は何ですか。

(〇はいくつでも)

- 1 育児・介護休業などを導入した場合の代替要員の確保ができない
- 2 従業員間に不公平感が生じる
- 3 業務管理等が煩雑になり支障が出る
- 4 現状で特に問題が生じていない
- 5 取り組みに対する行政の支援が不足している
- 6 利益の減少やコストの増大により運営に影響が出る
- 7 その他()

Q15 男女が共に職場で活躍し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、行政にどのようなことを希望しますか。(〇はいくつでも)

- | | | |
|----|--------------------------------------|--|
| 1 | 事業主等を対象とした男女雇用機会均等法等の法律や制度の普及・啓発 | |
| 2 | 職場における男女の平等な取り扱いについての啓発 | |
| 3 | 企業でのセクシュアル・ハラスメントおよびパワーハラスメント防止対策の啓発 | |
| 4 | 事業主、管理職に対するワーク・ライフ・バランスに関する意識改革を促す啓発 | |
| 5 | 男性の家事・育児・介護等への参加を促す啓発 | |
| 6 | 保育園・学童保育などの保育サービスの充実 | |
| 7 | 介護施設の整備や在宅で受けられる介護支援サービスの充実 | |
| 8 | 学校教育における男女平等な労働観教育の充実 | |
| 9 | 女性の能力開発のための講座や研修会の開催 | |
| 10 | 結婚や育児等による退職後の再就職に向けた支援 | |
| 11 | その他(具体的に: _____) | |
| 12 | 特になし | |

◆セクシュアル・ハラスメントおよびパワーハラスメント対策について _____

Q16 貴事業所のセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)防止のための取組についてお答えください。(〇はそれぞれ1つずつ)

	実施している	実施予定または検討中	実施する予定はない
① 就業規則等にセクハラ防止の規定を定めている	1	2	3
② <u>事業所内</u> にセクハラの相談窓口を設けている	1	2	3
③ <u>事業所外</u> にセクハラの相談窓口を設けている (弁護士や社労士など第三者機関の相談窓口)	1	2	3
④ セクハラ発生時の対応マニュアルを定めている	1	2	3
⑤ セクハラに関する研修を実施している	1	2	3
⑥ ポスター、チラシ等啓発資料の配布または掲示をしている	1	2	3
⑦ その他	(_____)		

Q17 貴事業所のパワーハラスメント（パワハラ）防止のための取組についてお答えください。
（〇はそれぞれ1つつ）

		実施している	実施予定または 検討中	実施する予定 はない
① 就業規則等にパワハラ防止の規定を定めている		1	2	3
② 事業所内にパワハラの相談窓口を設けている		1	2	3
③ <u>事業所外</u> にパワハラの相談窓口を設けている (弁護士や社労士など第三者機関の相談窓口)		1	2	3
④ パワハラ発生時の対応マニュアルを定めている		1	2	3
⑤ パワハラに関する研修を実施している		1	2	3
⑥ ポスター、チラシ等啓発資料の配布または掲示を している		1	2	3
⑦その他	()			

最後に、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画社会づくりを進める上で、ご意見などがありましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上で終わりです。お忙しいところご協力いただきまして、ありがとうございました。
なお、調査結果は、市広報などでお知らせする予定です。